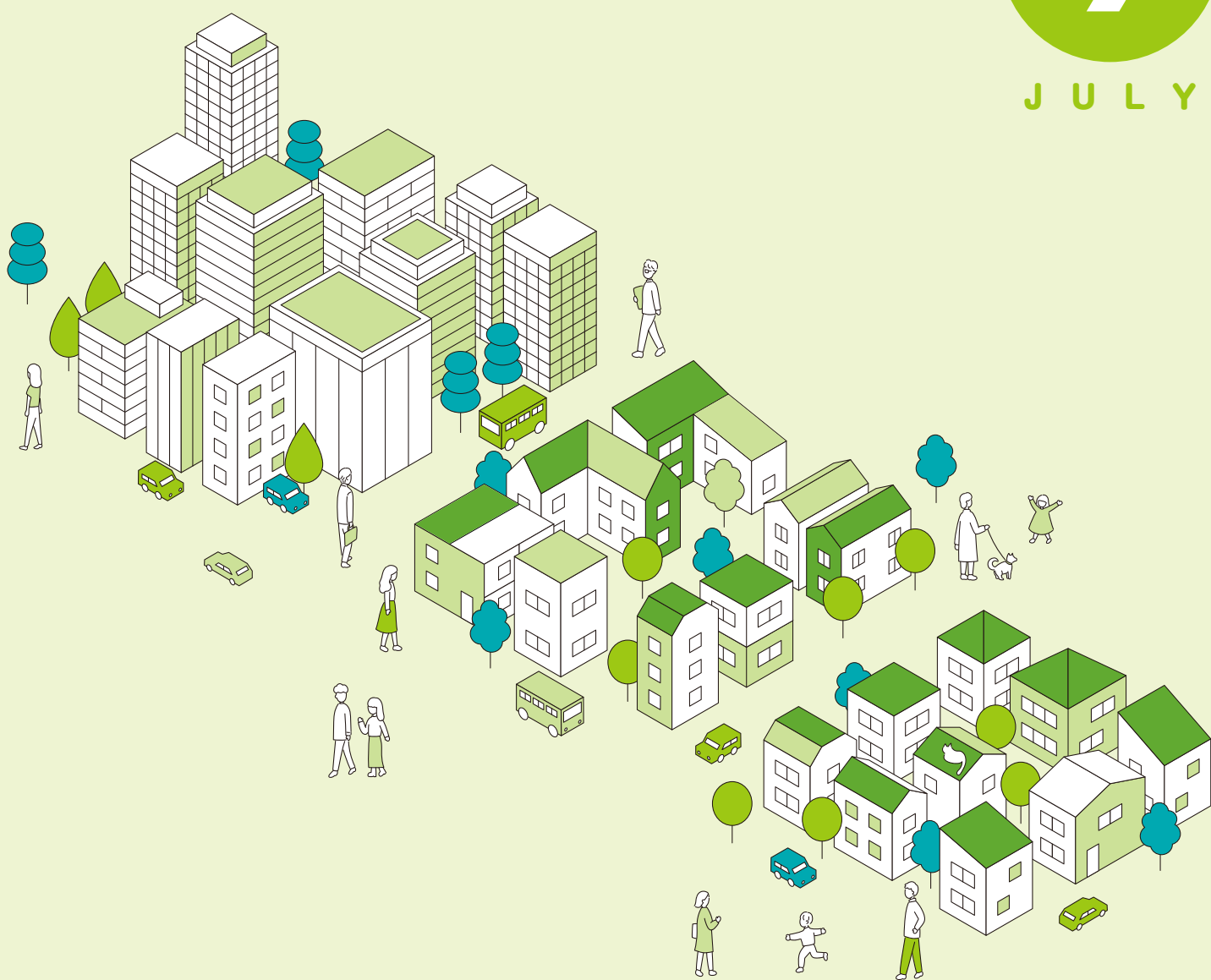


JAPAN FIRE EQUIPMENT INSPECTION INSTITUTE

検定協会だより

令和 8 年 7 月 第 547 号

7
J U L Y





令和8年7月号

<https://www.jfeii.or.jp>

目次

巻頭のことば

- 1 災害に強く、安全・安心で選ばれるまちづくりの推進
さいたま市消防局長 和田 浩司

協会情報

- 4 第67回消防機器業務懇談会の概要①
総務部 庶務課
- 15 令和7年度の受託評価業務を振り返って
警報設備部
消火・消防設備部
虎ノ門事務所
- 32 受信機・中継器用繰返試験機の更新について
警報設備部 報知設備課
- 38 第1回：小規模飲食店に設置された消火器の
外観劣化と設置環境の関係
企画研究部 企画研究課
- 51 「消防用結合金具の品質評価細則の一部を改正する規程」
について
消火・消防設備部 消防設備課
- 52 財団法人 中華民国消防技術顧問基金會からの
表敬訪問について
企画研究部 企画研究課

お知らせ

- 54 有効期限を経過した受託評価品目
- 55 協会通信・業界の動き
- 59 新たに取得された型式一覧
- 60 検定・性能評価・受託評価数量（令和8年6月）

巻頭のこゝば

災害に強く、安全・安心で 選ばれるまちづくりの推進



さいたま市消防局長
和田 浩 司

【さいたま市の紹介】

さいたま市は埼玉県の南東部に位置し、古くは中山道の宿場町として発展した歴史を持つ県庁所在地であり、令和8年にさいたま市誕生25周年を迎えました。現在、10行政区に人口約135万人（令和8年4月1日現在）を擁する都市として発展を続けています。

また、東北・上越など新幹線6路線を始め、JR各線や私鉄線が結節する東日本の交流拠点都市であるほか、高度で多様な都市機能を集積するとともに、都市近郊にありながら見沼田圃をはじめとする規模の大きな緑地や水辺を多く有しています。

このように、都市と自然が共存した街並みが当市の魅力であり、市民意識調査の結果では、8割以上の方から、「住みやすい」「住み続けたい」と思うとの評価をいただいています。

この他当市には、2021年に開催された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会でサッカー競技会場となった「埼玉スタジアム2002」やバスケットボール競技会場となった「GMOアリーナさいたま（さいたまスーパーアリーナ）」があります。

【さいたま市消防局について】

当局は、1局3部10課1室10消防署16出張所で構成され、職員数は令和8年4月1日現在で1,405名（うち女性71名）となっています。

当局では、市民の生命と財産を守るため、「さいたま市消防力整備計画」を策定し、消防署所、車両及び人員を計画的に整備することで、災害に強い都市の実現に向けて、消防体制の充実強化を図る取り組みを進めています。

また、消防業務の高度化及び効率化を図り、安全・確実・迅速な消防サービスを市民に提供するために、さいたま市消防職員人材育成基本方針を定め各種研修を通して人材

育成を促進し、消防活動能力の向上を図っています。

【複雑多様化する災害への対応】

令和7年1月、埼玉県八潮市の道路陥没救助事案、令和8年2月には埼玉県秩父市内で発生した林野火災に、県下応援隊として部隊を派遣しました。災害が大規模化、複雑化する中で、広域的な応援体制の強化が必要不可欠となることから、これまでどおり各種訓練を継続していくほか、有事の際に協力・連携する他機関との合同訓練を継続的に実施することで消防力を向上させ、市民の安全・安心を守っていきます。

また、近年、災害の態様は複雑多様化してきていることから、あらゆる災害に的確に対応できるよう、先進技術を活用した消防体制の強化について調査検討を進めるとともに、消防職員の知識や技術を高めるなど、より一層、消防活動能力の向上を図っていきます。

【救急需要増大への対応】

救急出場件数は依然として高い水準で推移しており、救急需要は今後も増加が見込まれています。当局では、救急需要対策として、市民の皆様が適切に救急要請の判断ができるよう、救急要請の目安となる「119救急ガイド」をホームページに掲載し、救急車の適正利用の促進を図っています。

さらに、令和8年度からは、マイナ保険証を活用した「マイナ救急」の運用を開始しました。「マイナ救急」は、救急現場において正確な情報把握を可能とし、より適切な医療機関への搬送を目指すものです。当局は、総務省消防庁と連携して広報動画を作成し、「マイナ救急」の全国的な普及啓発に協力しています。

【市民の防火・防災意識の高揚に向けて】

市民、事業者の防火防災意識の高揚を図るため、当市防災展示ホールの利用促進を図り、防火防災について学習する機会を提供していくとともに、市立小学校等で使用するタブレット端末へ電子化した児童用防火冊子を配信し、児童期における防火防災教育を充実していくほか、将来の防火防災の担い手となる少年消防団員の育成を図っています。

また、増加傾向にある防火対象物、危険物施設等に対する立入検査及び是正指導を強化し、防火安全対策の徹底と事業者の防火防災意識の高揚を図っています。

【終わりに】

当局は、組織と市民サービスの質を高め、将来にわたり「選ばれる都市」になることを目指し、全職員が誇りを持って働ける組織を築いてまいります。

以上、当局の取り組みについて紹介させていただきましたが、今後も関係機関の皆様との連携をより緊密にし、市民の安全・安心を確保するために尽力してまいりますので、引き続き当市の消防行政に対するご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、日本消防検定協会様並びに消防防災分野にご尽力いただいている皆様の益々のご発展を祈念し、巻頭の言葉とさせていただきます。



第67回消防機器業務懇談会の概要①

総務部 庶務課

令和8年4月22日（水）明治記念館にて第67回消防機器業務懇談会が開催されました。一般社団法人全国消防機器協会傘下の工業会及び日本消防検定協会が、当面の課題等について懇談を行いました。懇談会の概要を7月号と8月号の2号に渡りご紹介させていただきます。

「第67回消防機器業務懇談会の概要」

1. 日 時 令和8年4月22日（水）14：30～17：15

2. 場 所 明治記念館「曙」

3. 出席団体

一般社団法人 全国消防機器協会
一般社団法人 日本消火器工業会
一般社団法人 日本消防放水器具工業会
一般社団法人 全国消防機器販売業協会
一般社団法人 日本消防標識工業会
一般社団法人 日本内燃力発電設備協会
ガス警報器工業会
一般社団法人全国設備業DX推進会

一般社団法人 日本火災報知機工業会
一般社団法人 日本消防ポンプ協会
一般社団法人 日本消防ホース工業会
公益財団法人 日本防災協会
一般社団法人 日本消防服装・装備協会
一般社団法人 日本照明工業会
一般社団法人 インターホン工業会
一般社団法人 全国避難設備工業会

【資料のみ提供】

一般社団法人 日本消火装置工業会

4. 概要

(1) 開会の挨拶

日本消防検定協会 理事長 市橋 保彦
(一社) 全国消防機器協会 会 長 板倉 秀樹



田中理事 (代読)



板倉会長

(2) 令和8年度主要業務重点事項説明

総務部長より、令和8年度の主要業務に係る重点事項について概要説明がなされた。

重点事項は大きく分けて次の3点が挙げられる。

ア 試験・検査業務の信頼性の確保

○ 業務の適正な実施体制の確保、充実

コンプライアンス及び厳正かつ公正な業務の実施体制の確保充実に努め、不正行為等に対して厳正かつ迅速に対処する。

また、各種感染症及び地震等災害に伴う業務への影響を最小限にとどめるため、事業継続計画を確実に推進するとともに、手続業務等のデジタル化、情報セキュリティへの対応を進める。

○ 試験品質・検査品質の確保、維持、向上

国際規格ISO/IEC17025試験品質システムの適合認定試験所として、試験品質の維持・向上及び職員の試験技術の向上に努め、信頼性の高い試験データの確保・提供を行う。さらに、検定業務等について、関係工業会との意見交換を継続し、業務の改善、効率化に努める。

○ 職員の教育研修の充実

検定協会だより 令和8年7月

コンプライアンス、品質管理等の審査等に関する内部研修、外部研修及び各種会議を充実させ、知識及び技術力の向上を図り、検定等に関する技術の伝承と人材の育成に努める。

○ 法令遵守の徹底

消防用機械器具等の受検者等に対し、検定制度の主旨や適正な手続きの徹底、型式試験や型式適合検定等受検品の規格適合性に係る注意喚起を継続して実施する。

○ 業務実施基盤の維持・強化

感知器に係る煙濃度制御装置、粉塵試験機等の更新、閉鎖型スプリンクラーヘッドに係るクリープ試験機の加重計測装置の更新、スプリンクラー散水試験場の給排水設備等の改修等により、試験の精度の確保に努めるとともに、感知器試験場等の照明のLED化を進める。

また、試験施設への負荷の状況等を踏まえ、日本消防検定協会試験施設等整備計画（長期計画）のⅡ期工事（機械総合試験場等）及びⅢ期工事（消火散水試験場等）について、整備順の入れ替えの可能性を検討する。

イ 消防用機械器具等の調査、普及等

○ 消防用機械器具等に関する各種課題への対応

林野火災やリチウムイオン電池に係る新たな消火薬剤及び有機フッ素化合物を含有しない泡消火薬剤等への対応を進めるとともに、消防用機械器具等に関する技術革新の進展への対応について、消防庁、関係機関及び関係団体と協力し、課題の検討、解決に向けた対応を進める。

○ 住宅防火対策の普及対応

高齢者等を中心とした住宅火災による死者数の低減を図るため、住宅用防災警報器の作動状況等に関する調査を継続するとともに、関係機関と連携して住宅用消火器具及び住宅用防災警報器の設置推進及び適正な維持管理に関する情報を発信することで住宅防火対策の推進に寄与する。

○ ISO/TC21への対応

ISO/TC21協議会を支援するとともに関係機関と連携し、ISO規格案の検討等に適切な対応を図る。

○ AFIC活動への参加

アジア地域の消防関係の試験検査機関と連携を図り、情報収集に努める。

○ 消防用機械器具等の規格及び認証制度の紹介等

関係機関と連携し、ベトナム国等アジア諸国をはじめとする新興国に対して日本規格及び日本製品の浸透の取り組みを進める。

ウ 協会業務に関する情報提供・広報の充実等

○ 消防用機械器具等に関する技術情報の提供の充実

当協会ホームページや機関誌等により各種情報の発信を行う。

また、消防機関に対しては、予防技術講習会を開催して消防用機械器具等の技術情報を提供や意見交換等に努める。

○ 広報の充実

防災展への出展や一般公開をとおして、一般の方々などに情報提供を行う。さらに、ホームページの動画コンテンツ及び検定時報の電子化により充実を図る。

エ 型式試験・型式適合検定等の申請状況の比較

協会の収入に大きな割合を占める型式適合検定の申請数は、令和6年度と比べて3.8%増加し、型式適合評価等の申請数についても4.3%増加した。

(3) 工業会からの意見、情報提供等

ア 一般社団法人全国消防機器協会 飯塚常務理事

○ 消防機器等に関する情報提供業務

日本消防検定協会からの業務委託による情報提供業務を平成24年度から継続的に実施している。令和8年度の事業内容は、次のとおりである。

① 研修会（会員団体・企業の職員等を対象）を東京及び大阪において11月に開催

② 予防技術講習会（消防機関の職員を対象）を東京及び大阪において7月に開催

③ 自主表示届出番号一覧表（令和8年7月版）の作成

④ 消防法令改正関係資料（令和8年7月版）の作成

⑤ その他情報の提供

○ 社会貢献に関する事業

令和8年度の住警器等配付モデル事業実施地区及び消火栓配付モデル事業実

施消防本部の募集を4月から5月までの間において行う。

住警器等配付モデル事業については、申請された地区から20地区を選定し、各地区に住宅用火災警報器50個、住宅用消火器25本及び防災毛布25枚を9月に行われる住宅防火・防災キャンペーン（9月1日から9月21日まで）に合わせて贈呈するとともに、住警器等贈呈式及び住宅防火対策講演会を1地区において実施する。

消火栓配付モデル事業については、申請された消防本部から5消防本部を選定し、各消防本部に1台を令和9年2月（予定）に贈呈するとともに、贈呈式を1消防本部において実施する。

○ 消防機器業という名称の普及推進に関する事業

「消防機器業」とは、当協会の会員団体・企業が行っている消防機器の製造、工事、販売及び保守に係る業務の総称としている。

当協会の会員団体・企業は、自主的な取り組みとして、継続的に、消防機器業の称の普及に努める。

また、当協会のホームページに「消防機器業」のコーナーを設置し、情報提供を行う。

○ 消防機器の海外展開に関する事業

防庁が行う消防機器の海外展開に係る政策等に協力するとともに、当協会の会員団体・企業の行う海外展開に関する事業を支援し、日本の消防機器の海外展開を積極的に行う。

特に、総務省とベトナム国との消防分野における協力覚書に基づき、国内で実施する火災予防技術専科研修に対する支援、ハノイ市において9月開催予定の消防防災展に出展企業を取りまとめ「JAPAN FIRE PAVILION」として出展するとともに、ベトナム消防救助協会（VFRA）と締結した協力協定に基づき、相互の業務推進に協力する。

また、当協会のホームページにおける「日本の消防機器」を紹介するコーナーにおいて、国内外に情報提供を行う。

イ 一般社団法人日本火災報知機工業会 板倉会長

○ 次世代技術等を活用した開発・効率化及び省人化対応に関する調査研究

自動火災報知機設備のインターネット接続を考慮し、IoT等を活用した消防DXの導入と先端技術機器との連動状況の調査研究を図り維持管理のあり方に

について検討する。

- 自動火災報知設備及び住宅用火災警報器等の適正な設置・維持管理に関する広報・普及啓発
 - ① 広報委員会を新たに設置し、次の業務について、推進する。
 - ・住宅用火災警報器の実態調査結果を踏まえた重点広報の実施
 - ・老人世帯、独居老人世帯、災害時要支援者等のいる世帯への設置、普及、促進
 - ・ホームページを完全リニューアルし、効率的で見やすく斬新なイメージへ刷新
 - ② ハートウォーミングなストーリー性を持った広報PR動画を制作し、あらゆる場面で活用する。
 - ③ 当工業会設立70周年を記念して、ピンバッジを作成し、当工業会のイメージの刷新を図る。
- 「住宅防火」をキーワードに他工業会との連携

住警器の設置等に関する広報と併せて、全国消防機器協会傘下の各工業会及びその他関係工業会と連携した各消防機器・住宅防火用機器の設置、点検、交換等に関する広報を展開する。
- 関係行政機関・関係団体等の連携

上記の各項目を推進していくうえで、消防庁をはじめ日本消防検定協会、各消防本部及びその他の関係行政機関等と連携を図る。

ウ 一般社団法人日本消火器工業会 初田会長

- 有機フッ素含有消火器の適正廃棄処理等に関する取組み

泡消火薬剤及び強化液（中性）消火器の必須原材料である有機フッ素化合物が廃棄物処理法の規制に指定されたことを受け、当工業会会員は、2026年より消火器用消火薬剤としてのPFAS含有薬剤の使用を取りやめることにし、いち早く環境負荷低減に向け取り組んでいく。今後は、より有効な代替薬剤等の研究を進める。
- 令和8年度住警器等配布モデル事業への参画

全国消防機器協会「社会貢献委員会」が実施する全国の高齢者世帯に対し配布する事業に参画し、全国20地区を選定し、一地区当たり住宅用消火器25本合計500本を配布する。

検定協会だより 令和8年7月

これは、住民の住宅防火に対する意識の高揚及び、住宅用火災警報器・住宅用消火器・防災品の普及促進を行うことを目的とする。

○ 住宅防火のための住宅用消火器普及に関する取り組み

社会貢献事業を通して、住宅用消火器を20地区に配布し、令和7年までに8,500本を贈呈してきた。しかしながら、このところ住宅火災が増加傾向にあり、高齢者の死亡者数も増加している。そうした中で当工業会としては、一般の方への消火器の初期消火に対する有効性と操作性の周知する広報及び住宅用消火器の普及に努める。

○ 廃消火器リサイクルシステムの運用と啓発活動

2010年1月に廃消火器リサイクルシステム運用開始以来、15年を経過し、2025年12月には、回収本数6,800万本を超えた。生産に対する回収率は、88%（2025）を確保し、リサイクルでの再資源化率は90%確保を継続する。

遡及対象別の広報媒体（新聞、HP、Web広告、リサイクルリポートなど）の充実を図り、具体的な周知・啓発活動を推進する。

○ 災害廃棄物消火器への迅速な対応について

今後増えることが想定される地震、風水害によって発生する災害廃棄物消火器に対する迅速な対応をするための取り組みを実施する。

エ 一般社団法人日本消防ポンプ協会 日向会長

○ 消防車両の安定供給について

消防自動車については、消防用シャシの入庫状況に改善の兆しは見えるものの、これまでの生産の停滞の余波などの影響により未だ遅れがあり、加えて、令和8年度における各種法規制への適用時期が当面の間9月に統一されることとなっていることから、新型シャシによる生産開始が秋以降となる予定であり、年度内の消防自動車の提供は難しい状況が続くと思われる。

また、令和8年度は、各種法規制適用に伴うモデルチェンジにより、大型・中型シャシの数百万円規模の大幅な価格上昇が見込まれる。

当協会は、会員各社とともに高品質な製品の製造と普及に努め、消防自動車の納期遅延により消防防災活動の支障とならないように、消防自動車等を適切に提供しつづけられるよう、今後も関係省庁の皆様の協力をいただきながら対処していく。

○ 可搬消防ポンプの補用部品終了の周知について

消防団で保有いただいている可搬消防ポンプは、更新の遅れが要因で可搬消防ポンプに使用している部品等の生産終了により、修理することができないものが増えていることが調査により確認できた。

全国に現存する可搬消防ポンプのうち1万台以上が補用部品の交換を伴う修理ができないと推測されることから、定期的な更新を行うことが重要となる。

当協会は、地域の消防力の維持・強化のため可搬消防ポンプを適切に運用・管理していただけるように、補用部品の終了時期について広く周知すると共に、点検整備、更新に向けた活動を促進していく。

オ 一般社団法人日本消防放水器具工業会 森田会長

○ 社会貢献事業の継続

令和7年度から全国消防機器協会「社会貢献委員会」に参画し、消防本部を対象に、自衛消防組織の初期消火対応の向上に資する訓練用の屋内消火栓贈呈事業を行っている。

令和8年度においても引き続き消防本部に対して消火栓を提供する事業を行う。

○ 情報発信力の強化

当工業会は特殊な業界であり、数少ない消防用結合金具・消火栓器具等の製造業界として、会員に対し情報提供、意見交換を行い、会員企業の発展に寄与していく。

特に令和7年度から情報発信の重要なツールである当工業会のホームページの全面リニューアルを行っており、令和8年度中には運用を開始する予定。

○ 日本消防検定協会、消防本部との連携協力

日本消防検定協会が運用・実施している検査試験に係る細則等の各種規定について、必要に応じて当工業会としての意見を述べるとともに、放水器具等に関する消防本部の諸課題について、適切に検討対応することとし、消防用設備の安全普及に取り組む。

○ 保形ホースの低圧エアertest

日本消防設備安全センターの「消防用設備等の経年劣化等に対応した点検方法等検討会（保形ホース）」では、保形ホースの経年劣化対策が取りまとめられ、日本消防ホース工業会が自主基準として試験制度の整備を行う。

今後、点検制度を具体的に構築するにあたり、諸課題を整理する必要があるこ

検定協会だより 令和8年7月

とから、引き続き、日本消防設備安全センターの協力のもと日本消防ホース工業会と連携して、運用開始を目指す。

カ 一般社団法人日本消防ホース工業会 財津会長

○ 保形ホースの耐圧点検基準化の推進

- ① 令和5年度より実施した保形ホースの経年劣化に係る試験結果及び当工業会推奨の耐圧試験（低圧エア一点検）に基づき、工業会自主基準の合理性を消防庁に説明し、理解を得ることを目指す。
- ② 基準化に向けた、試験機の技術基準、検査マニュアル、検査報告体制等の整備を、日本消防放水器具工業会及び日本消防設備安全センターと連携して進める。
- ③ 日本消防設備安全センターと協力し、有識者会議（検討委員会）を立ち上げ、自主基準を将来的な国の法定点検の基準化に向けて推進する。

○ 大量送水用ホース本則化の完了

2025年7月の規格省令改正により、個別の審査・承認（特例基準）が必要であった口径150ミリを超える大量送水用のホースおよび金具が正式に規格化された。

これによるメリットとして、個別の審査・承認（特例基準）が不要になり、新製品導入のスピードアップが図られ、よりスムーズな購入・配備できるようになった。

○ 日本消防検定協会との業務改善

日本消防検定協会の型式適合評価等の業務に関する課題について、引き続き、日本消防検定協会と協議し、優先順序を決定し、改善等の対応を進める。

○ 情報発信

- ① 小冊子「消防用ホースの使用にあたって（第四版）」に大量送水用ホースの本則化対応を追記する等、ホームページ上に改訂版を随時掲載する。
- ② 新たに小冊子「消防用ホースの使用にあたって（第五版）」の刊行は、保形ホースの点検基準化が確定した時期に合わせて検討する。
- ③ 日本製の消防用ホースの耐久性、安全性が優れていること（JFH日本製）をアピールし、ホームページ等を活用して有益な情報を提供する。

キ 一般社団法人全国消防機器販売業協会 臼井理事長

○ 合同会議の開催

当協会役員及び会員との会議（意見交換会、会員PRタイム、講演会）並びに地元消防関係団体役員との情報交換会を開催する。

- ・開催月日：令和8年10月8日（木）午後
- ・開催都市：北海道札幌
- ・開催会場：ホテルモントレエーデルホフ札幌
- ・参加者数：約90名を想定（令和7年は、静岡市にて102名参加）

○ 優良事業所認定制度の更新認定と促進

当協会は、平成6年に協会内に消防用設備点検業務調査センターを設置発足させ、「優良事業所」の認定を行い、優良な点検業務実施者の発掘と資質の向上を図ってきた。平成30年に、この認定制度を刷新して、「消防用設備等点検優良事業所認定委員会」を設置して運用を始めたところであり、新制度下で115事業所を優良事業所と認定している。

今年度は、令和6年度認定会員の更新及び未申請会員の促進拡大を図る。

○ 研究開発助成交付事業の推進

日本消防設備安全センターが主管する研究助成金交付事業に応募する。

今年度は、難消火性物質による大規模火災のリスク低減を図ることを目的とした消火能力向上用装置の研究開発を推進する。

○ 会員保有ソリューションの拡販支援

会員保有ソリューション・プロダクトを他会員に紹介する場の提供により、会員相互の生産性向上を図る。

○ 廃消火器リサイクルシステムの推進促進

日本消火器工業会及び株式会社消火器リサイクル推進センターのリサイクル広報活動と協業して、廃消火器リサイクルシステムを推進促進する。

ク 公益財団法人日本防災協会 清水理事長

○ 基本的運営方針

火災の延焼・拡大の防止に大きな効果があり、避難等にも有効な防災品の総合的な品質管理及びその適正な普及等を図ることにより、火災による国民の生命、財産等の被害の抑制及び減少に貢献する。

特に令和8年度においては、物価上昇が長期化するなかで、海外諸国による関税措置が企業の生産コストを増加させ、印刷、物流等の価格転嫁も顕在化しており更に厳しい収支状況が見込まれるため、手数料収入の確保、いっそうの

経費の節減及び業務の効率化に努め、収支バランスの確保を図る。

○ 防災品の普及・促進について

- ① 防災講座の開催、消防関連イベントへの参加等を通じ、防災品に関する適切な理解を広める。
- ② 予防広報委員会（東京消防庁・政令市/消防予防部長）の開催をはじめ、消防機関等との連携・協力により防災品の普及を図る。
- ③ 広報媒体を通じ、防災品の一般消費者等への周知を図る。

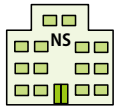
○ 技術・試験関係について

- ① 試験・登録・認定業務の確実性・効率性の向上と顧客サービスの充実に努める。
- ② 防災品を取り巻く環境変化に応じ、試験の実施体制の強化を図る。
- ③ 防災品の開発及び防災性能基準、防災性能試験方法等に関する調査・検討を行う。
- ④ 国内外の防災規制、規格等の情報収集、分析及び情報の提供に努める。

○ 品質管理について

- ① 防災性能確認審査等の申請について、申請相談への適切な対応、手続きの簡素化及び迅速な審査を実施する。
- ② 防災事業者への防災品に係る品質管理指導の強化により、品質の向上と信頼性を確保する。
- ③ 防災品ラベル交付業務の更なる効率化及び安定化を図る。
- ④ 防災事業者における防災性能試験等に係る技術及び技能並びに業務知識の向上を支援するため、防災性能試験等実地講習会を開催するとともに、防災加工専門技術者育成のための防災加工専門技術者講習会・再講習会を開催する。

続きは、来月 8 月号でご紹介させていただきます。



令和7年度の受託評価業務を振り返って

警 報 設 備 部
消火・消防設備部
虎ノ門事務所

はじめに

令和7年度における受託評価業務の依頼状況は以下のとおりです。

1. 依頼状況の概要

区 分	依頼件数 又は個数
品質評価における型式評価・型式変更評価の依頼状況（自主表示対象機械器具を含む）	62
認定評価における型式評価・型式変更評価の依頼状況	50
特定機器評価における型式評価・型式変更評価の依頼状況	2
品質評価における型式適合評価等の依頼状況（自主表示対象機械器具を含む）	10,634,949
認定評価における型式適合評価の依頼状況	2,207,781
特定機器評価における型式適合評価の依頼状況	235,209
品質評価における更新等の依頼状況	133
認定評価における更新等の依頼状況	165
特定機器評価における更新等の依頼状況	15
自主表示対象機械器具の型式評価・型式変更評価の依頼状況	35
自主表示対象機械器具の型式適合評価の依頼状況	2,668,080
特殊消防用設備等の性能に関する評価の依頼状況	0
特定機器評価における総合評価の依頼状況	4

2. 品質評価業務関係

2-1. 型式評価・型式変更評価

(1) 補助警報装置及び中継装置

- ・依頼件数は前年度と同様0件でした。

(2) 音響装置

- ・依頼件数は前年度と同様0件でした。

(3) 予備電源

- ・依頼件数は0件で、前年度は9件でした。
- ・不合格は0件でした。

(4) 外部試験器

- ・依頼件数は1件で、前年度は0件でした。
- ・不合格は0件でした。

(5) 放火監視機器

- ・依頼件数は1件で、前年度は2件でした。
- ・不合格は0件でした。

(6) 光警報装置及び光警報制御装置

- ・依頼件数は前年度と同様0件でした。

(7) 屋外警報装置及び屋外警報装置に接続する中継装置

- ・依頼件数は前年度と同様0件でした。

(8) 消火器加圧用ガス容器

- ・依頼件数は前年度と同様0件でした。

(9) 蓄圧式消火器用指示圧力計

- ・依頼件数は1件で、前年度は0件でした。
- ・不合格は0件でした。

(10) 消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁

- ・ 依頼件数は 2 件で、前年度は 2 件でした。
- ・ 不合格は 0 件でした。

(11) 消火設備用消火薬剤

- ・ 依頼件数は前年度と同様 0 件でした。

(12) 住宅用スプリンクラー設備及び同構成部品

- ・ 依頼件数は前年度と同様 0 件でした。

(13) 特殊消防ポンプ自動車等に係る特殊消火装置

- ・ 依頼件数は 16 件で、前年度は 16 件でした。
- ・ 不合格は 0 件でした。

(14) 可搬消防ポンプ積載車

- ・ 依頼個数は前年度と同様 0 個でした。

(15) ホースレイヤー

- ・ 依頼件数は前年度と同様 0 件でした。

(16) 消防用積載はしご

- ・ 依頼件数は 2 件で、前年度は 4 件でした。
- ・ 不合格は 1 件でした。

不良内容

耐衝撃性試験において部品が脱落するもの（1 件）

(17) 消防用接続器具

- ・ 依頼件数は 4 件で、前年度は 3 件でした。
- ・ 不合格は 0 件でした。

2-2. 型式適合評価・確認評価

(1) 補助警報装置及び中継装置

- ・依頼個数は前年度と同様0個でした。

(2) 音響装置

- ・依頼個数は653個で、前年度の90個に対し625.6%増加した。
- ・不合格はなかった。

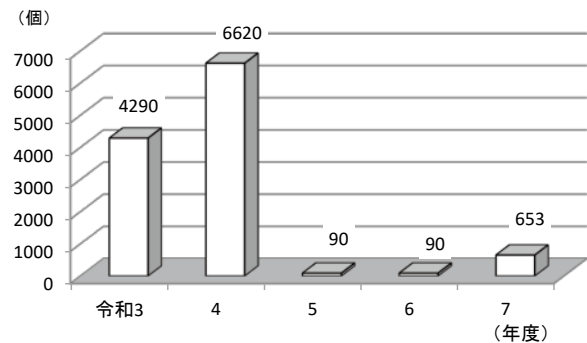


図-1 音響装置

(3) 予備電源

- ・依頼個数は225,230個で、前年度の228,246個に対し1.3%減少した。
- ・不合格は1件3,580個でした。

不良内容

放電試験において、電圧値が定格電圧の68%未満のもの（1件）

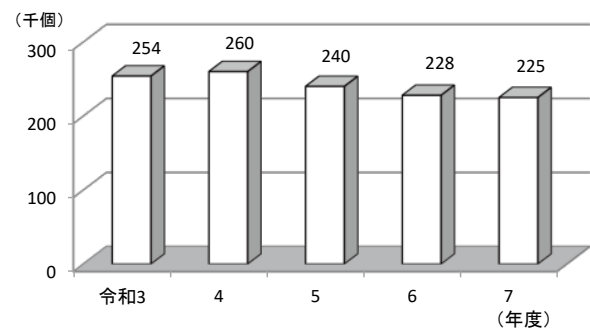


図-2 予備電源

(4) 外部試験器

- ・依頼個数は1,839個で、前年度の1,715個に対し7.2%増加した。
- ・不合格はなかった。

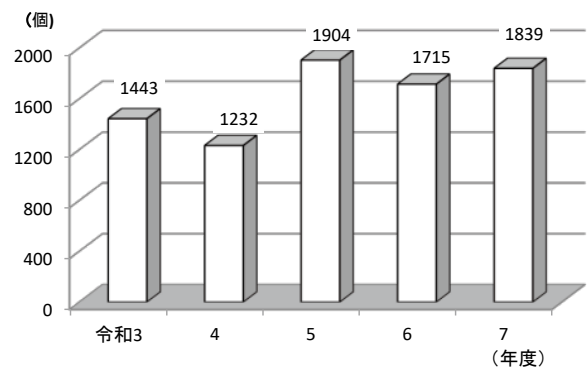


図-3 外部試験器

(5) 放火監視機器

- ・放火監視センサーの依頼個数は5,624個で、前年度の2,980個に対し88.7%増加した。
- ・受信装置等の依頼個数は0個で、前年度は25個でした。
- ・不合格は、放火監視センサーで1件347個でした。

不良内容

外観・表示において、型式番号の記載がないもの（1件）

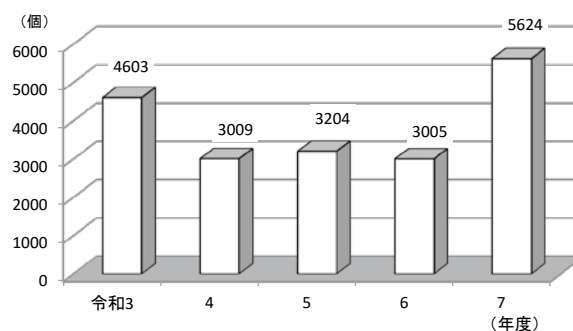


図-4 放火監視機器

(6) 光警報装置及び光警報制御装置

- ・光警報装置の依頼個数は5,000個で、前年度の4,800個に対し4.2%増加した。
- ・光警報制御装置の依頼個数は385個で、前年度の300個に対し28.3%増加した。
- ・不合格はなかった。

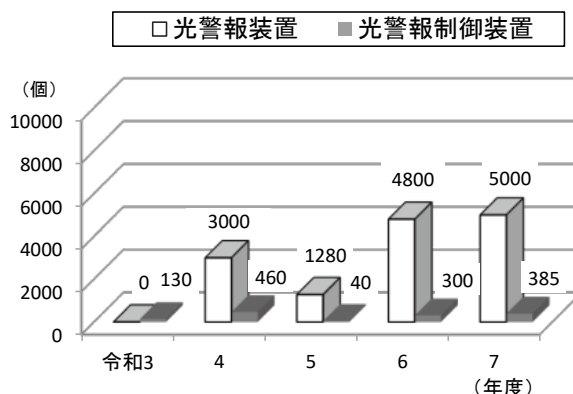


図-5 光警報装置及び光警報制御装置

(7) 屋外警報装置及び屋外警報装置に接続する中継装置

- ・依頼個数は前年度と同様0個でした。

(8) 消火器加圧用ガス容器

- ・依頼個数は416,842個で、前年度の280,817個に対し48.4%増加した。
- ・不合格はなかった。

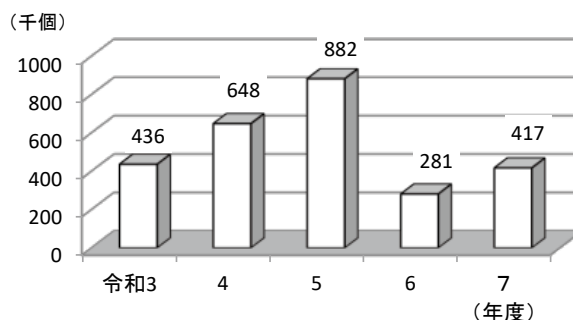


図-6 消火器加圧用ガス容器

(9) 蓄圧式消火器用指示圧力計

- ・ 依頼個数は6,441,622個で、前年度の6,227,600個に対し3.4%増加した。
- ・ 不合格はなかった。

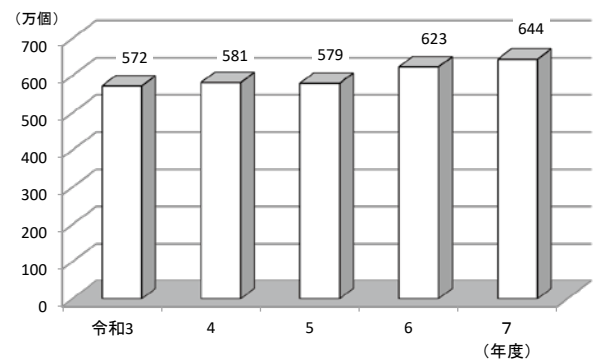


図-7 蓄圧式消火器用指示圧力計

(10) 消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁

- ・ 依頼個数は35,048個で、前年度の33,989個に対し3.1%増加した。
- ・ 不合格はなかった。

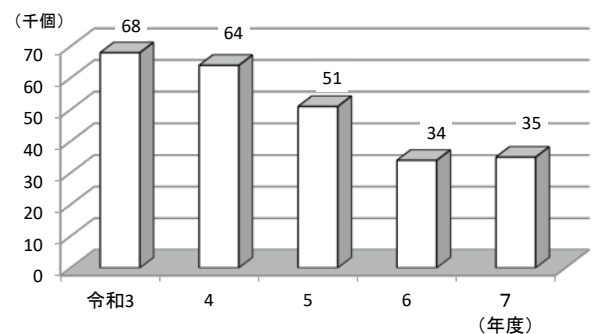


図-8 消火器及び消火器用加圧ガス容器の容器弁

(11) 消火設備用消火薬剤

- ・ 依頼個数は785,730個で、前年度の833,583個に対し5.7%減少した。
- ・ 不合格はなかった。

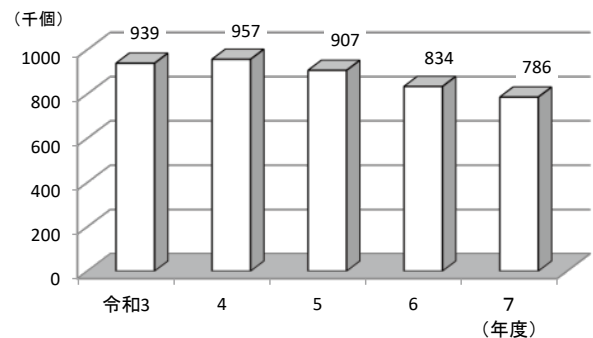


図-9 消火設備用消火薬剤

(12) 住宅用スプリンクラー設備及び同構成部品

- ・ 依頼個数は前年度と同様 0 個でした。

(13) 特殊消防ポンプ自動車等に係る特殊消火装置

- ・ 依頼台数は391台で、前年度の335台に対し16.7%増加した。
- ・ 不合格はなかった。

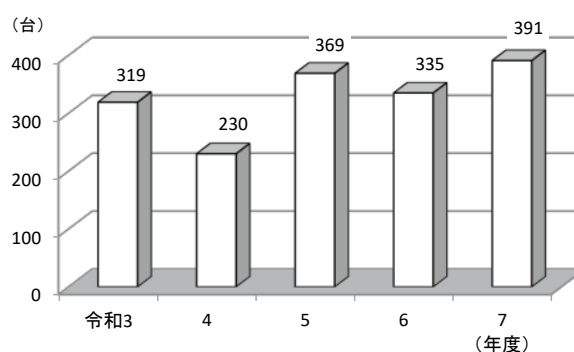


図-10 特殊消防ポンプ自動車等に係る特殊消火装置

(14) 可搬消防ポンプ積載車

- ・ 依頼台数は14台で、前年度は14台であった。
- ・ 不合格はなかった。

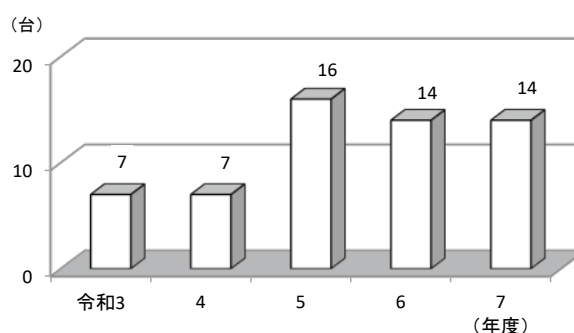


図-11 可搬消防ポンプ積載車

(15) ホースレイヤー

- ・ 依頼個数は38個で、前年度の43個に対し11.6%減少した。
- ・ 不合格はなかった。

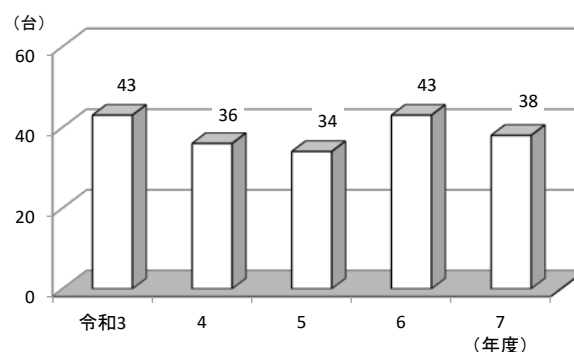


図-12 ホースレイヤー

(16) 消防用積載はしご

- ・ 依頼個数は1,201個で、前年度の1,664個に対し27.8%減少した。
- ・ 不合格はなかった。

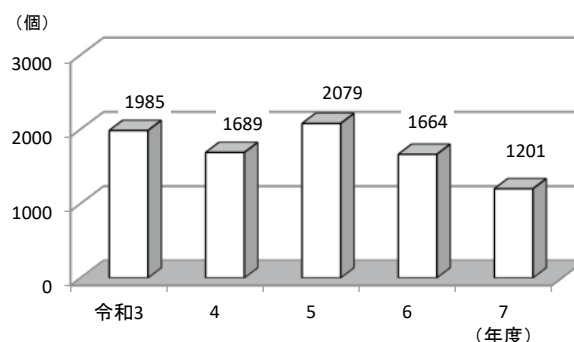


図-13 消防用積載はしご

(17) 消防用接続器具

- ・ 依頼個数は46,708個で、前年度の41,008個に対し13.9%増加した。
- ・ 不合格は2件452個でした。

不良内容

寸法検査において、かん合部の寸法が規格値を外れるもの（2件）

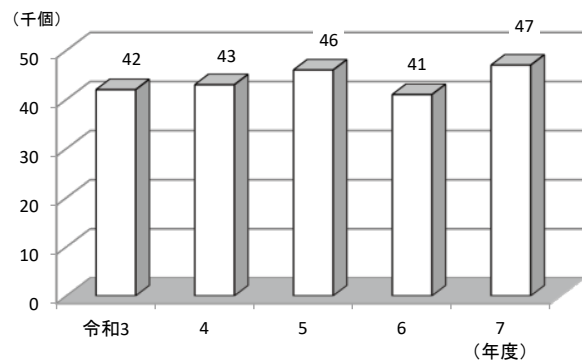


図-14 消防用接続器具

(18) 外部試験器の校正

- ・ 依頼個数は471個で、前年度の386個に対し22.0%増加した。
- ・ 不合格はなかった。

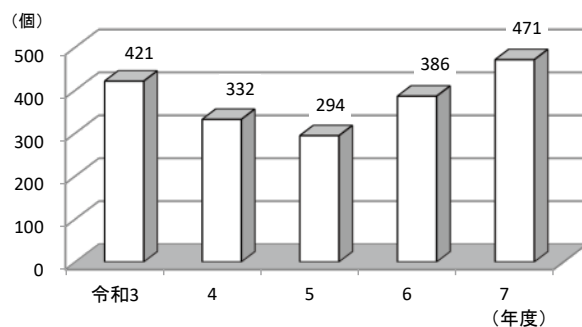


図-15 外部試験器の校正

(19) オーバホール等整備を行った特殊消防自動車に係る特殊消火装置

- ・ 依頼台数は73台で、前年度の71台に対し2.8%増加した。
- ・ 不合格は1件1台でした。

不良内容

傾斜矯正装置の作動が完了しないもの（1件）

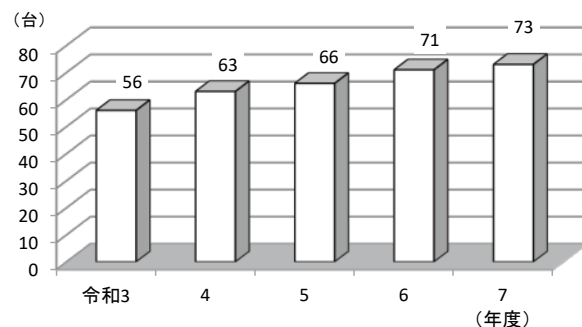


図-16 オーバーホール等整備を行った特殊消防自動車に係る特殊消火装置

3. 自主表示対象機械器具の品質評価業務関係

3-1. 型式評価・型式変更評価

(1) 動力消防ポンプ

(1-1) 消防ポンプ自動車

- ・ 依頼件数は6件で、前年度は5件でした。
- ・ 不合格は0件でした。

(1-2) 可搬消防ポンプ

- ・ 依頼件数は1件で、前年度は0件でした。
- ・ 不合格は0件でした。

(2) 消防用吸管

- ・ 依頼件数は前年同様0件でした。

(3) 消防用ホース

- ・ 依頼件数は18件で、前年度は21件でした。
- ・ 不合格は4件でした。

不良内容

ア 構造試験において、内張にしわの認められるもの（1件）

イ 耐水蒸気後の密着強さにおいて、ピークの最小値が30ニュートン未満であるもの（3件）

(4) 消防用結合金具

- ・ 依頼件数は3件で、前年度は9件でした。
- ・ 不合格は0件でした。

(5) 漏電火災警報器

- ・ 依頼件数は3件で、前年度は0件でした。
- ・ 不合格は0件でした。

(6) エアゾール式簡易消火具

- ・ 依頼件数は4件で、前年度は0件でした。
- ・ 不合格は0件でした。

3-2. 型式適合評価

(1) 動力消防ポンプ

(1-1) 消防ポンプ自動車

- ・ 依頼台数は957台で、前年度の971台に対し1.4%減少した。
- ・ 不合格はなかった。

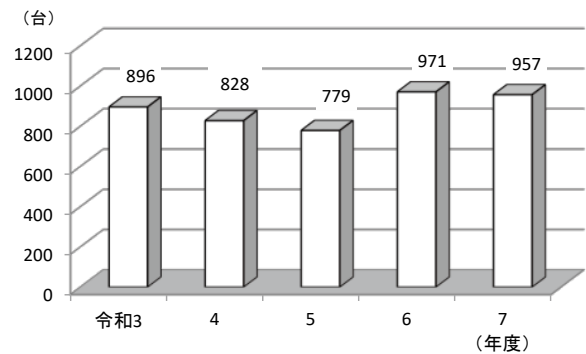


図-17 消防ポンプ自動車

(1-2) 可搬消防ポンプ

- ・ 依頼台数は2,930台で、前年度の3,336台に対し12.2%減少した。
- ・ 不合格はなかった。

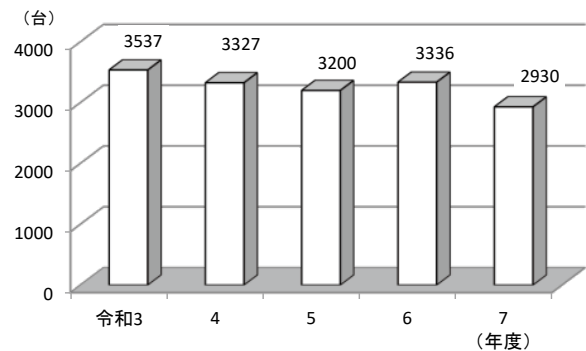


図-18 可搬消防ポンプ

(2) 消防用吸管

- ・ 依頼本数は6,385本で、前年度の6,741本に対し5.3%減少した。
- ・ 不合格はなかった。

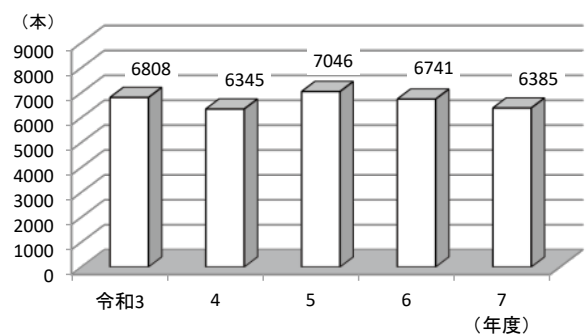


図-19 消防用吸管

(3) 消防用ホース

- ・ 依頼本数は716,366本で、前年度の617,986本に対し15.9%増加した。
- ・ 不合格はなかった。

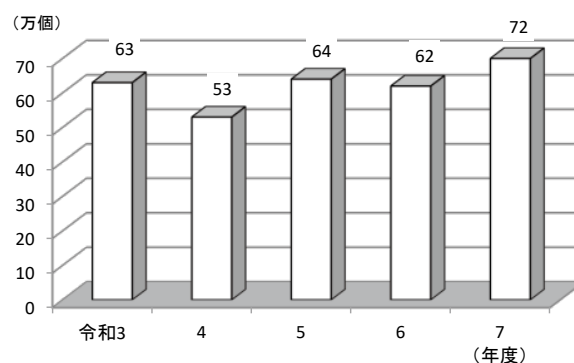


図-20 消防用ホース

(4) 消防用結合金具

- ・ 依頼個数は1,417,548個で、前年度の1,284,818個に対し10.3%増加した。
- ・ 不合格は1件450個でした。

不良内容

寸法検査において、かん合部の寸法が規格値を外れるもの（1件）

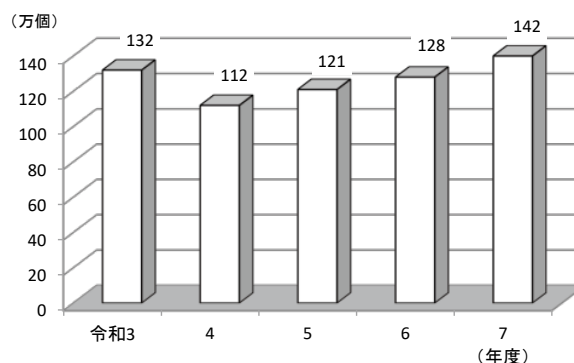


図-21 消防用結合金具

(5) 漏電火災警報器

- ・ 変流器の依頼個数は49,482個で、前年度の41,637個に対し18.8%増加した。
- ・ 受信機の依頼個数は33,417個で、前年度の26,701個に対し25.2%増加した。
- ・ 不合格はなかった。

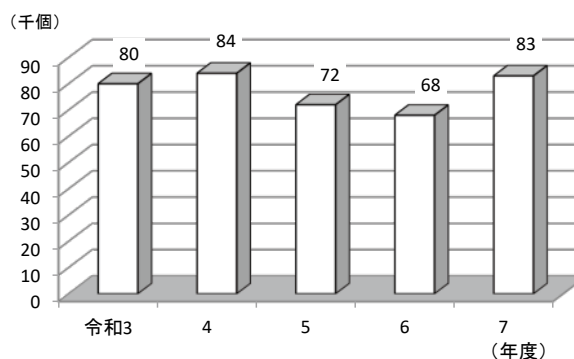


図-22 漏電火災警報器

(6) エアゾール式簡易消火具

- ・ 依頼個数は440,995個で、前年度の398,585個に対し10.6%増加した。
- ・ 不合格はなかった。

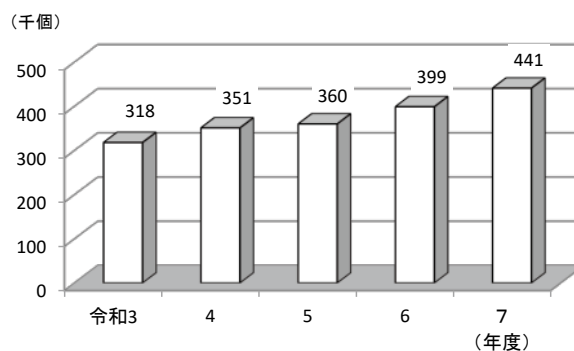


図-23 エアゾール式簡易消火具

検定協会だより 令和8年7月

4. 認定評価業務関係

4-1. 型式評価・型式変更評価・確認評価

(1) 自動火災報知設備の地区音響装置

- ・依頼件数は0件で、前年度は2件でした。
- ・不合格は0件でした。

(2) 非常警報設備の非常ベル及び自動式サイレン

- ・依頼件数は1件で、前年度は5件でした。
- ・不合格は0件でした。

(3) 非常警報設備の放送設備

- ・依頼件数は13件で、前年度は6件でした。
- ・不合格は3件でした。

不合格内容

- ア スピーカーの連続鳴動試験において、正常に機能しないもの（1件）
- イ 増幅器及び操作部の作動試験において、非常放送が起動しないもの（1件）
- ウ 遠隔操作器の作動試験において、非常放送が起動しないもの（1件）

(4) パッケージ型自動消火設備及び同構成部品

- ・依頼件数は前年度と同様0件でした。

(5) 総合操作盤

- ・依頼件数は前年度と同様0件でした。

(6) 易操作性1号消火栓

- ・依頼件数は6件で、前年度は6件でした。
- ・不合格は0件でした。

(7) 2号消火栓・補助散水栓

- ・依頼件数は3件で、前年度は0件でした。
- ・不合格は0件でした。

(8) 広範囲型2号消火栓

- ・ 依頼件数は4件で、前年度は1件でした。
- ・ 不合格は0件でした。

(9) ノズル

- ・ 依頼件数は0件で、前年度は2件でした。
- ・ 不合格は0件でした。

(10) 消防用ホースと結合金具の装着部

- ・ 依頼件数は前年度と同様0件でした。

(11) 放水型ヘッド等スプリンクラー設備

- ・ 依頼件数は0件で、前年度は3件でした。
- ・ 不合格は0件でした。

(12) 特定駐車場用泡消火設備

- ・ 依頼件数は23件で、前年度は5件でした。
- ・ 不合格は0件でした。

4-2. 型式適合評価・確認評価

(1) 自動火災報知設備の地区音響装置

- ・ 依頼個数は344,398個で、前年度の321,567個に対し7.1%増加した。
- ・ 不合格はなかった。

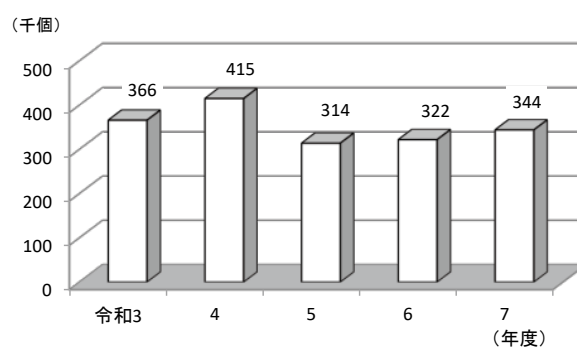


図-24 自動火災報知器設備の地区音響装置

(2) 非常警報設備の非常ベル及び自動式サイレン

- ・依頼個数は66,072個で、前年度の56,332個に対し17.3%増加した。
- ・不合格はなかった。

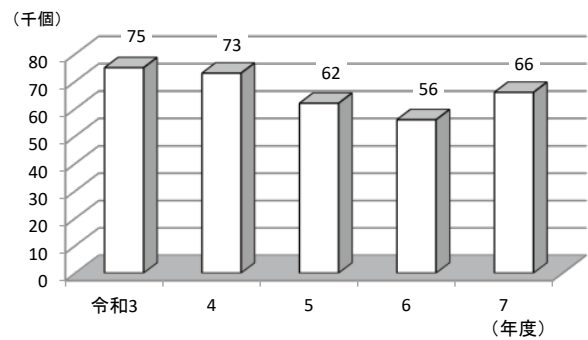


図-25 非常警報設備の非常ベル及び自動サイレン

(3) 非常警報設備の放送設備

- ・依頼個数は918,662個で、前年度の990,889個に対し7.3%減少した。
- ・不合格はなかった。

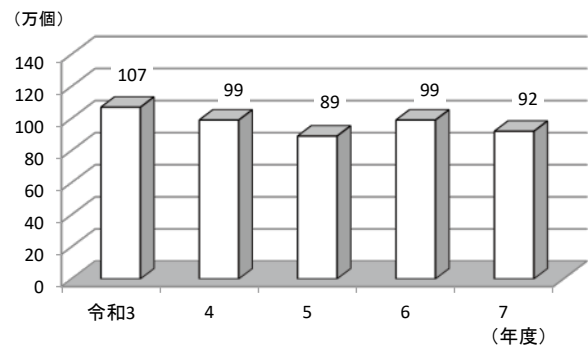


図-26 非常警報設備の放送設備

(4) パッケージ型自動消火設備及び同構成部品

- ・依頼個数は前年度と同様0個でした。

(5) 総合操作盤

- ・依頼個数は前年度と同様0個でした。

(6) 易操作性1号消火栓

- ・依頼個数は30,213個で、前年度の31,092個に対し2.8%減少した。
- ・不合格はなかった。

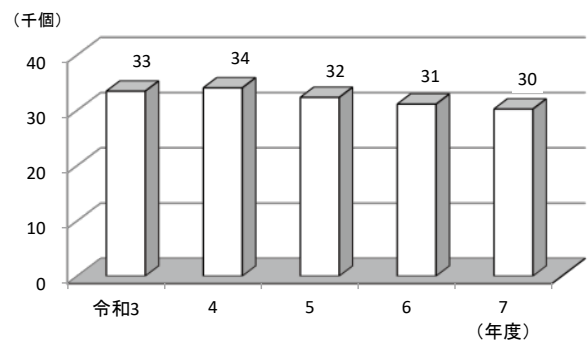


図-27 易操作性1号消火栓

(7) 2号消火栓・補助散水栓

- ・依頼個数は13,215個で、前年度の15,135個に対し12.7%減少した。
- ・不合格はなかった。

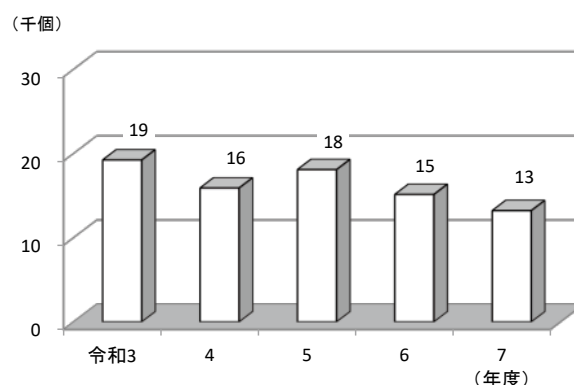


図-28 2号消火栓・補助散水栓

(8) 広範囲型2号消火栓

- ・依頼個数は13,466個で、前年度の11,491個に対し17.2%増加した。
- ・不合格は1件150個でした。

不良内容

耐圧試験において、水路部分に滴下する漏水を生じるもの（1件）

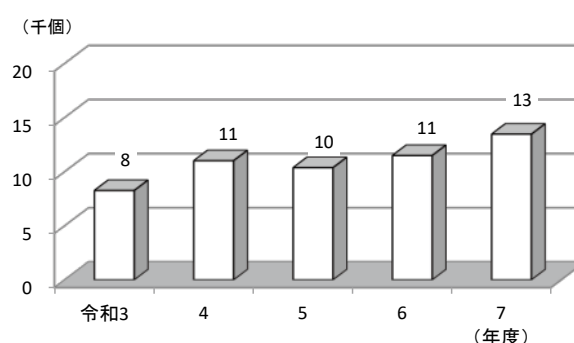


図-29 広範囲型2号消火栓

(9) ノズル

- ・依頼個数は89,561個で、前年度の108,048個に対し17.1%減少した。
- ・不合格はなかった。

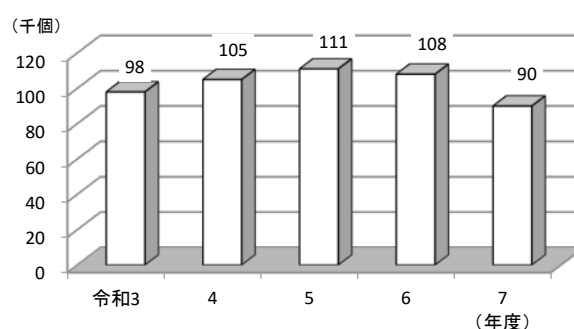


図-30 ノズル

(10) 消防用ホースと結合金具の装着部

- ・依頼個数は657,974個で、前年度の564,048個に対し16.7%増加した。
- ・不合格はなかった。

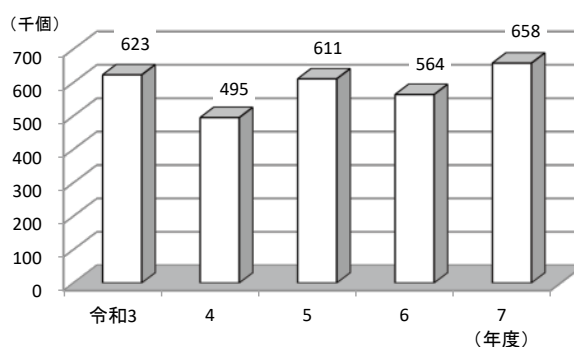


図-31 消防用ホースと結合金具の装着部

検定協会だより 令和8年7月

(11) 放水型ヘッド等スプリンクラー設備

- ・ 1号評価を受けた放水型ヘッド等スプリンクラー設備の主要構成装置の型式適合評価依頼は、放水部が1,830個で前年度の2,177個に対し15.9%減少、感知部が51個で前年度の103個に対し50.5%減少、制御部が1,239個で前年度の1,480個に対し16.3%減少、手動操作部が189個で前年度の205個に対し7.8%減少、受信部が1個で前年度の4個に対し75.0%減少した。

なお、全体の依頼個数は、3,310個で前年度の3,969個に対し16.6%減少した。

- ・ 不合格はなかった。

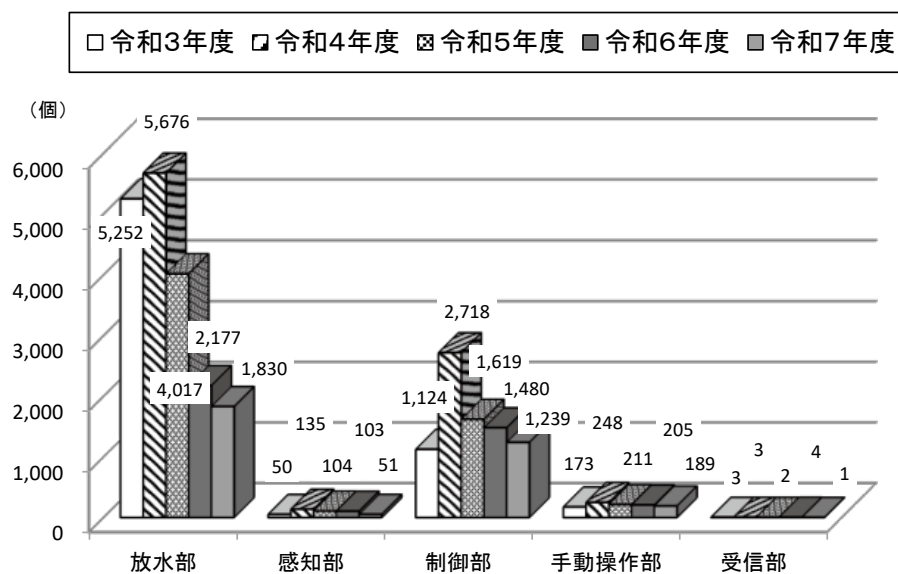


図-32 放水ヘッド等スプリンクラー設備

(12) 特定駐車場用泡消火設備

- ・ 依頼個数は74,119個で、前年度の173,850個に対し57.4%減少した。
- ・ 不合格はなかった。

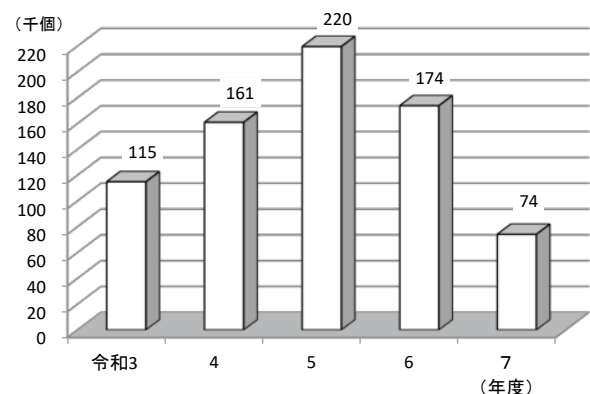


図-33 特定駐車場用泡消火設備

5. 特定機器評価業務

5-1. 総合評価

- ・ 依頼件数は4件で、前年度は0件でした。

5-2. 型式評価・型式変更評価

- ・ 依頼件数は2件で、前年度は2件でした。
- ・ 不合格は0件でした。

5-3. 型式適合評価

- ・ 依頼個数は235,209個で前年度は230,192個に対し2.2%増加した。
- ・ 不合格はなかった。

6. 特殊消防用設備等の性能に関する評価

- ・ 依頼件数は前年度と同様0件でした。

7. 特例の評価依頼

- ・ 依頼件数は2件で、前年度は3件でした。



受信機・中継器用繰返試験機の更新について

警報設備部 報知設備課

はじめに

この度、受信機・中継器用繰返試験機（以下、「繰返試験機」という。）を更新しましたのでご紹介いたします。繰返試験機は受信機及び中継器の型式試験で実施する“繰返し試験”を自動で行うための設備です。

1. 繰返し試験の概要

繰返し試験は、受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年6月20日 自治省令第19号）第16条、中継器に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年6月20日 自治省令第18号）第9条に規定される試験で、受信機においては火災表示の作動・ガス漏れ表示の作動をそれぞれ10000回、中継器においては作動を2000回繰り返した場合、構造又は機能に異常を生じないことと定められております。

2. 繰返試験機の概要

本試験機は、P型受信機等の火災表示の繰返し、G型受信機のガス漏れ表示の繰返し、共同住宅用の3級受信機の繰返しに対応した試験機です。



図1 繰返試験機

対象となる受信機・中継器にあわせて繰返し動作の条件を設定することで、動作仕様の異なる受信機・中継器で繰返し試験が実施可能です。

火災回線に対する動作条件は、蓄積式（ワンショット）・蓄積式（連続入力）・非蓄積式・共同住宅の4種類、ガス回線に対する動作条件は、遅延あり、遅延無しの2種類としました。

繰返し試験の1回のサイクルは下記①～⑤の動作となり、⑤復旧の確認が完了した時点で繰返し回数を1回とカウントします。

- ① 繰返し試験機から受信機に火災信号を送信
- ② 受信機は火災を受信し、発報とともに繰返し試験機に応答信号を送信
- ③ 繰返し試験機は応答信号を受信後、受信機に復旧信号を送信
- ④ 受信機が応答信号の送信を停止
- ⑤ 応答信号がないこと（受信機の復旧）を確認

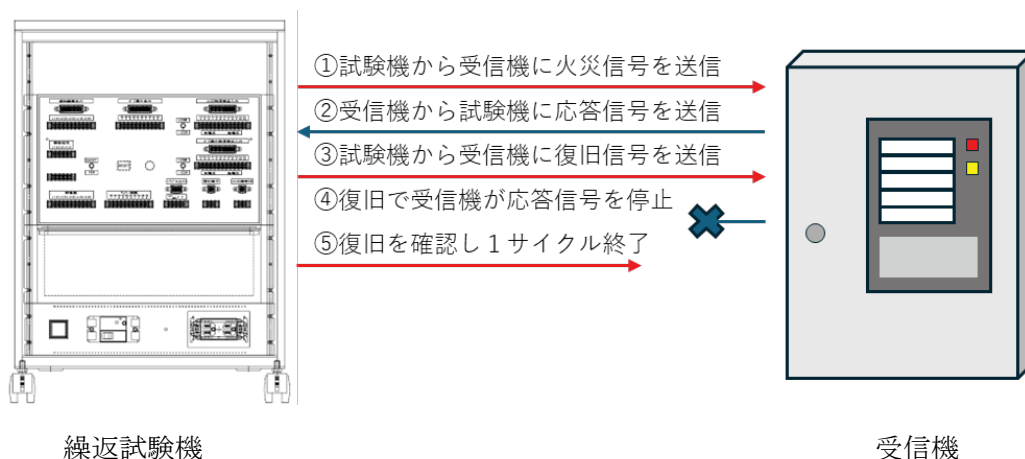


図2 繰返し試験の基本動作

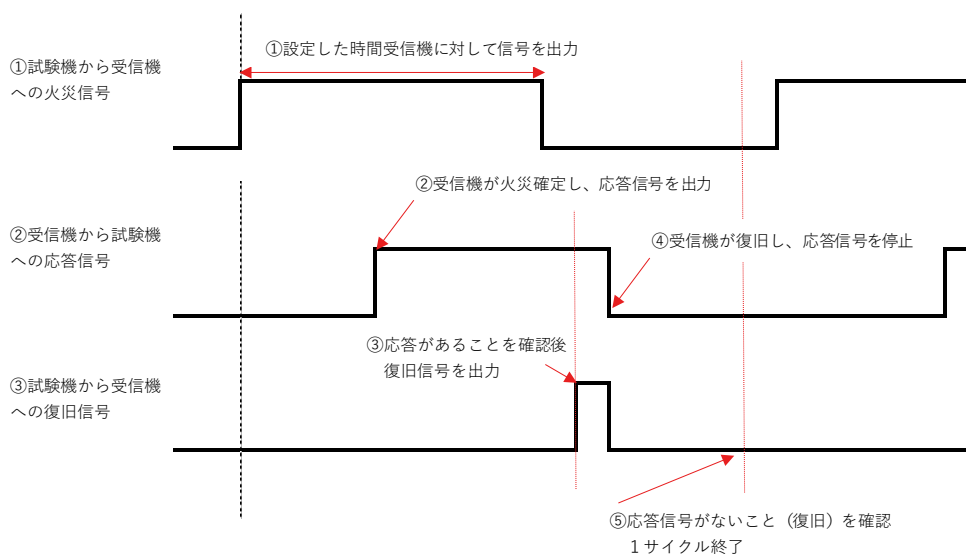


図3 蓄積なし動作例

3. 接続部

受信機・中継器との接続を行う接続部は、図4のようになっています。

端子には通常のねじ端子に加えスクリーンレス端子も選択可能とすることで接続作業を容易にしました。

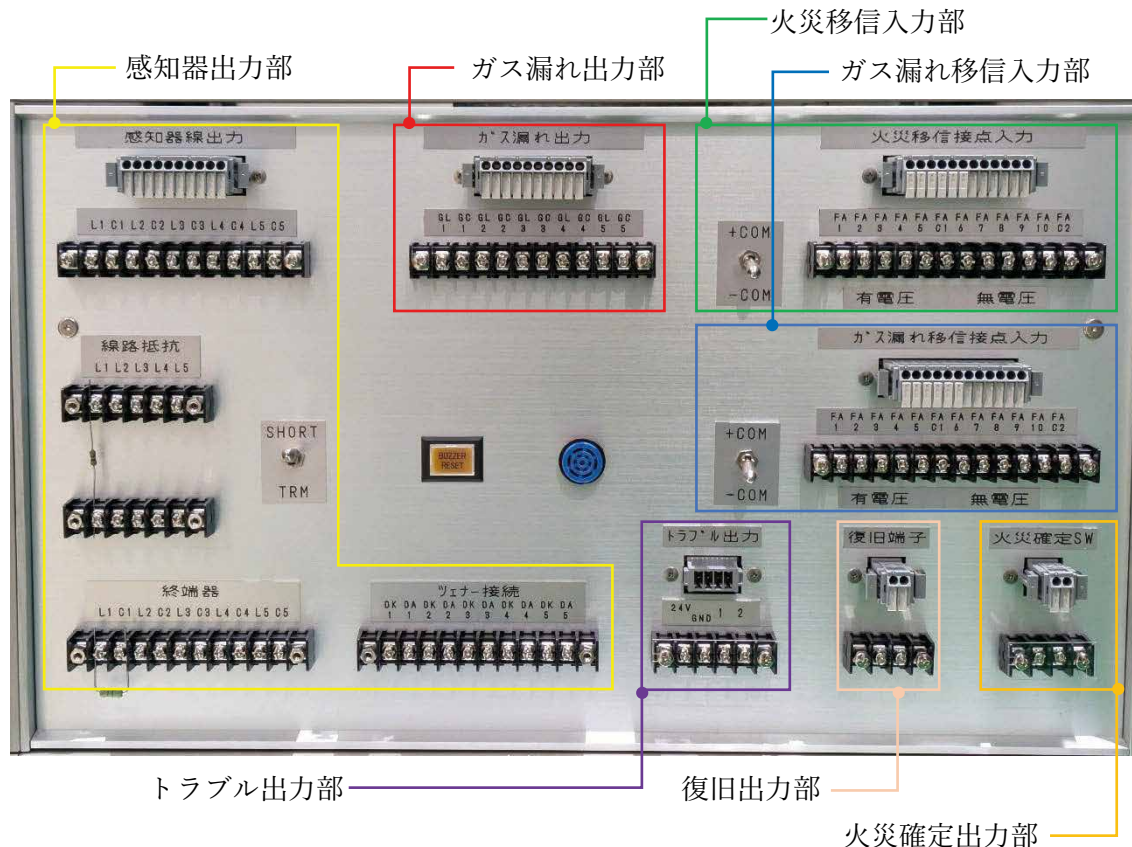


図4 接続部

3.1 感知器出力部

感知器出力部は、試験対象の受信機・中継器に火災信号を出力する端子で、P型受信機等の感知器を接続する端子に接続します。

感知器発報は半導体リレーを使用した接点信号として出力する仕様としました。

線路抵抗接続用の端子を設けることで、外部配線抵抗相当の抵抗を付加した状態で繰り返し動作が可能としています。また、抵抗間をショートすることも可能です。

終端器の接続端子を設けることで、受信機を正常な監視状態として試験の実施が可能です。

3.2 ガス漏れ出力部

ガス漏れ出力部は、試験対象の受信機・中継器にガス漏れ信号を出力する端子で、G型受信機等のガス検知器を接続する端子に接続します。

通常監視時は6Vが、ガス漏れ発報時は12Vが出力されます。

3.3 移信入力部

試験対象の受信機・中継器からの火災移信・ガス漏れ移信接点を入力する端子です。

有電圧入力・無電圧入力を端子で分け両対応としました。また、コモンマイナス・コモンプラスをスイッチによって切り替えることが可能です。

3.4 復旧出力部

試験対象の受信機・中継器に復旧信号を出力する端子です。

出力は半導体リレーの接点出力とし、試験対象の復旧スイッチの動作を模擬します。

3.5 火災確定出力部

共同住宅用G P型3級受信機等で用いる火災確定信号を出力する端子です。

出力は半導体リレーの接点出力とし、試験対象の火災確定スイッチの動作を模擬します。

3.6 トラブル出力部

繰返し試験中に異常が発生した際に接点出力を行う端子です。

別途異常監視用の機器を接続することで、異常発生時の状況の記録を行うことを目的としています。

4. 設定画面

繰返し試験の条件設定はPC上で行います。

火災信号を出力する時間や応答確認方法等を設定することが可能です。

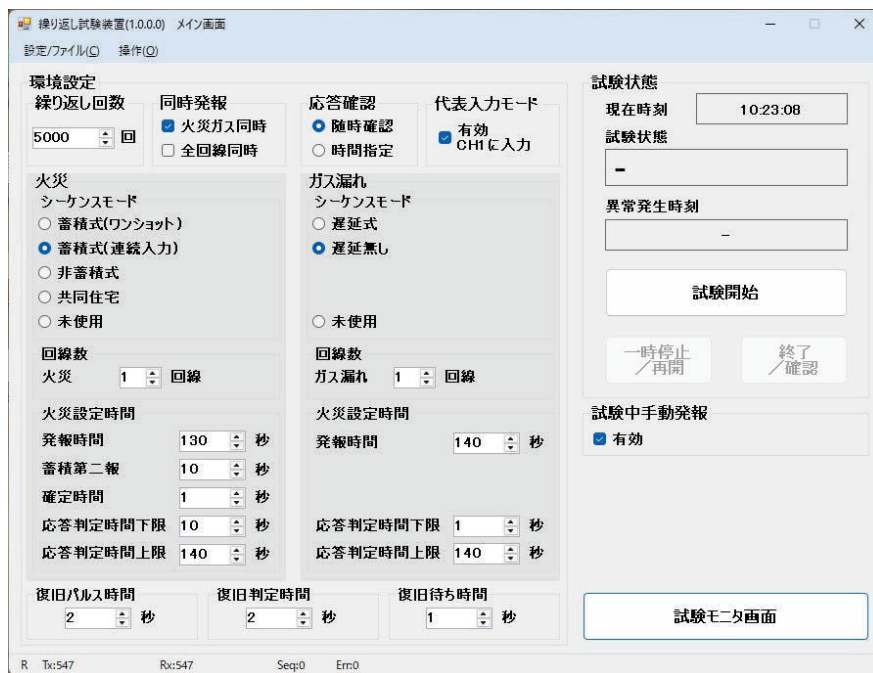


図5 設定画面

5. モニタ画面

試験中はP C上のモニタ画面から、繰返し試験の状況を確認できます。
また、必要に応じて火災発報等の出力を手動で行うことが可能です。

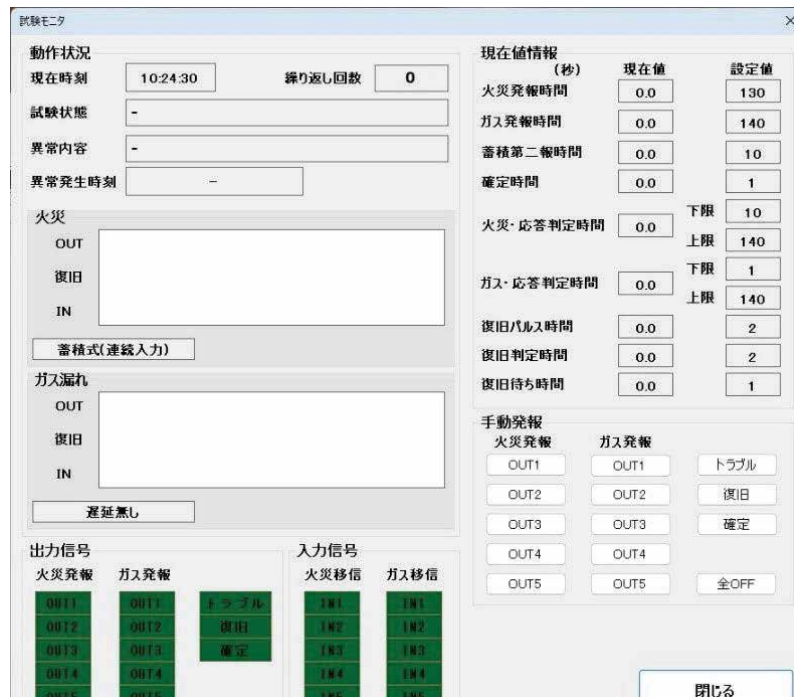


図6 モニタ画面

6. 異常記録用カメラ

繰返し試験で異常が発生した際、試験機からの出力を受けて、異常発生前後60秒間を映像として記録できるカメラを導入しました。

映像記録を確認することで、異常が発生した際の状況を確認することができ、より信頼性の高い試験が可能となりました。



図7 異常記録用カメラ

おわりに

今後も継続的な設備の維持管理をととして、試験品質の確保を図ってまいります。



第1回：小規模飲食店に設置された消火器の外観劣化と設置環境の関係

企画研究部 企画研究課

はじめに

検定対象機械器具等の経年使用に伴う劣化状況を把握することを目的として、消防設備業者へのアンケート調査を実施したところ、特に消火器について、外観から劣化の程度を判断することが難しいという意見が多く寄せられました。

この結果を踏まえ、実際にどの程度劣化が進行しているのかを具体的に把握するため、有資格者による点検が十分に行き届いていない可能性がある小規模飲食店に設置されている消火器を対象に調査を行いました。

本調査は、「検定対象機械器具等の経年劣化に関する調査研究」として全3回にわたり報告する予定です。各回の内容は以下のとおりです。

- ・第1回：小規模飲食店に設置された消火器の外観劣化と設置環境の関係
- ・第2回：回収消火器における消火薬剤の物性試験結果
- ・第3回：検定対象機械器具等に関するアンケート調査結果（消火器以外）

本号では、第1回として、小規模飲食店に設置された消火器の外観劣化と設置環境の関係について報告します。

1. 調査の方法

1-1. 回収対象とした小規模飲食店の選定理由

平成28年の糸魚川市大規模火災を受け、令和元年10月から150㎡未満の飲食店を含むすべての飲食店に消火器の設置が義務づけられました。このうち、小規模飲食店では有資格者による点検が主ではないと推測され、経年劣化の実態を把握する上で適切な対象と判断しました。また、寒冷地域・温暖地域の違いによる劣化の差がほとんど見られなかったことから、調査は都内の小規模飲食店に絞り、16店舗の協力を得て消火器28本を回収しました。

1-2. 設置状況の確認方法

協力店舗を訪問し、設置されている消火器の状態を写真撮影し、設置環境と劣化の関係を確認しました。



写真1-2 厨房に設置してある消火器の例（設置台置き）

1-3. 回収した消火器の試験方法

回収した消火器について、以下の試験を実施しました。

●外観および表示検査

部品の欠落、損傷、表示の劣化など、性能に影響を与える可能性のある異常を目視で確認しました。



写真1-3① 本体の例



写真1-3② 安全栓と封の例



写真1-3③ ホースの例



写真1-3④ ノズルの例



写真1-3⑤ 底部の例



写真1-3⑥ 表示の例

●本体容器の耐圧試験

規定の水圧を5分間加え、亀裂や破断、水漏れが生じないかを確認しました。



写真1-3⑦ 耐圧試験の様子

2. 調査結果

2-1. 外観および表示の劣化

外観検査では、以下のような劣化が確認されました。

- 本体容器の腐食
- 安全栓または安全栓の封の欠落
- 指示圧力計の保護カバーの欠落
- 使用済みであることが判別できる装置の欠落
- 判読困難な操作表示

また、28本中10本が型式失効しており、型式失効の特例期間も終了していました。

2-2. 本体容器の腐食状況

28本中7本（25％）で腐食が確認されました。腐食箇所は底部が6本、側面の溶接部付近が1本でした。また、外部底部のコーティング樹脂が劣化しているもの1本が確認されました。耐圧試験ではいずれも異常は見られず、機能に影響するほどの腐食ではありませんでした。



写真2-2① 底部の腐食



写真2-2② 底部の腐食



写真2-2③ 底部の腐食



写真2-2④ 上部の腐食



写真2-2⑤ コーティング樹脂の劣化

2-3. 部品の欠落状況

部品の欠落は5本で確認されました。直置きや設置台置きの消火器に多く、清掃時の移動や接触が原因と推測されます。

2-3-1. 安全栓または安全栓の封の欠落

消火器には、誤作動を防止するための安全栓を設けることが要求されています。また、安全栓には、引き抜きに支障のない封を施すことも要求されています。

【消火器の技術上の規格を定める省令（抜粋）】

（安全栓）

第21条 消火器には、不時の作動を防止するため安全栓を設けなければならない。ただし、手動ポンプにより作動する水消火器又は転倒の一動作で作動する消火器については、この限りでない。

2 安全栓は、一動作で容易に引き抜くことができ、かつ、その引き抜きに支障のない封が施されていなければならない。

（以下省略）



写真2-3-1①及び② 正常な安全栓と封の例

今回の調査では、安全栓が欠落している消火器が1本（写真2-3-1③）、安全栓は装着されているものの封が剥がされている消火器（写真2-3-1④）が3本確認されました。



写真2-3-1③ 安全栓の欠落



写真2-3-1④ 封の欠落

以上4本の消火器について、放射済みであるか否かを確認したところ、蓄圧式消火器の指示圧力計が、使用圧力範囲に入っていたため、放射されていないことが分かりました。また、写真2-3-1③及び④の2本の消火器にあっては、加圧式消火器に必要な使用済であることが判別できる装置（写真2-3-1③及び④の「LOCK」という部品）が残っていたため、これらも放射されていないことが分かりました。

【消火器の技術上の規格を定める省令（抜粋）】

（使用済の表示）

第21条の2 手さげ式の消火器（指示圧力計のある蓄圧式の消火器、バルブを有しない消火器及び手動ポンプにより作動する水消火器を除く。）には、使用した場合、自動的に作動し、使用済であることが判別できる装置を設けなければならない。

2-3-2. 保護カバーの欠落

消火器の指示圧力計には、外部からの衝撃に対し保護することが要求されています。消火器の指示圧力計の保護カバーが欠落し、指示圧力計が下向きに変形している消火器が1本確認されました。

【消火器の技術上の規格を定める省令（抜粋）】

（指示圧力計）

第28条 蓄圧式の消火器（二酸化酸素消火器及びプロモトリフルオロメタン（以下「ハロン1301」という。）消火器を除く。）には、次の各号に定めるところにより、指示圧力計を設けなければならない。

（第1号から第8号まで 省略）

九 外部からの衝撃に対して保護されていること。



写真2-3-2① 正常な保護カバーと指示圧力計の例



写真2-3-2② 保護カバーが欠落し、指示圧力計が変形しているもの

当該消火器について、指示圧力計の変形に伴い内部圧力があるか否かを確認したところ、蓄圧式消火器の指示圧力計が、使用圧力範囲に入っていたため、内部圧力が漏れていないことが分かりました。

2-3-3. 使用済みであることが判別できる装置の欠落

加圧式消火器には、放射した場合には、自動的に作動し、消火器が放射済みであることが判別できる装置を設けることが要求されています。この消火器の放射後に使用済であることの表示を覆うカバーが欠落している消火器が1本確認されました。

【消火器の技術上の規格を定める省令（抜粋）】

（使用済の表示）

第21条の2 手さげ式の消火器（指示圧力計のある蓄圧式の消火器、バルブを有しない消火器及び手動ポンプにより作動する水消火器を除く。）には、使用した場合、自動的に作動し、使用済であることが判別できる装置を設けなければならない。



写真2-3-3① 判別できる装置が着用の例



写真2-3-3② 判別できる装置がない（使用済の表示が見える）

当該消火器について、安全栓の封が破れている形跡がある、加圧用ガス容器が使用されている、またはノズルに消火薬剤が付着しているか否かを確認したところ、いずれも該当していないことから未使用であることが分かりました。

2-3-4. 判読困難な操作表示の劣化

消火器には、安全栓、レバー等の操作部分に、操作方法を表示することが要求されます。この操作方法の表示が劣化し、判読困難なものが1本確認されました。

検定協会だより 令和8年7月

【消火器の技術上の規格を定める省令（抜粋）】

（操作の機構）

第5条（第1項及び第2項 省略）

3 消火器の安全栓、ハンドル、レバー、押ボタン等の操作部分には、操作方法を見やすい箇所に簡明に、かつ、消えないように表示しなければならない。



写真2-3-4① 正常な安全栓及びレバーの表示例



写真2-3-4② 安全栓及びレバーの表示の劣化

2-4. 型式失効の状況

消火器の劣化とは直接の関連性がないものの、回収した消火器の型式番号を確認したところ、28本中10本の消火器が既に型式失効しており、また、設置の取り扱い特例期間も超過していました。

平成21年9月、老朽化した加圧式消火器による破裂事故が大阪市で発生し、その後も同様の破裂事故が続発したことから、消防庁による消火器の安全対策に係る検討の結果、消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令等が平成22年12月22日に公布

されました。この改正により、消火器の適応火災に係る絵表示の変更（写真2-4①から④まで）、安全上の注意事項等に係る表示の義務化等が行われ、旧規格の消火器が型式失効となりました。型式失効は、平成24年1月1日に実施され、令和3年3月31日まで設置の取り扱い特例期間が設けられました。型式失効していた10本のうち9本が、この改正時の型式失効に該当します。



写真2-4① 改正前の表示



写真2-4② 改正前の表示



写真2-4③ 改正後の表示



写真2-4④ 改正後の表示

型式失効していた10本のうち残りの1本は、これより前に実施された型式失効に該当するものでありました（写真2-4⑤）。

昭和57年11月30日までは、消火器の操作機構がメーカーごとに異なっており、ユーザーにとって必ずしも便利といえない面があったことから、消防庁に「消火器操作機構統一検討委員会」が設けられ、検討の結果、消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令が昭和57年11月15日に公布され、同年12月1日から施行されました。この改

正により、安全栓の操作方法が上抜き式に統一され、旧規格の消火器が型式失効となりました。型式失効は、昭和59年12月1日に実施され、平成4年11月30日まで設置の取り扱い特例期間が設けられました。



写真2-4⑤ 型式失効した消火器（安全栓が上向き式でない）

なお、当協会のホームページに、型式失効であるか否かを含め、消火器だけでなく検定対象機会器具等における各型式番号の製品情報を検索できるように検索サイトを設けています。「型式情報検索」(※1)をクリックし、続いて型式番号を入力してください(※2)。また、スマートフォン画面からも見やすく表示される仕様になっています。

参考図 型式情報検索画面と二次元コード

「消第1～1号」の消火器は、型式失効しています。

型式承認年月日	(平成元年) 1989年02月15日		
型式失効年月日	(平成24年) 2012年01月01日	根拠	平成22年総務省告示第440号／平成23年総務省告示第503号 PDF
設置上の特例期限	(令和3年) 2021年12月31日 ※型式失効しても交換等を要しない省令で定める期限	根拠	平成22年総務省令第112号 PDF
種別	小型消火器		
申請者	株式会社モリタ防災テック ※申請者(会社)の名称は、吸収・合併等により変更となっている場合があります。		
型式	強化液 6.0L (蓄圧式、鉄製)		
備考	平成22年総務省令第111号の規格改正により基準に適合しなくなったもの。老朽化消火器の破裂事故等を踏まえ、消火器に安全上の注意事項等についての表示を義務付けるとともに、消火器の定期点検において耐圧性能点検を導入する等の改正を行った。 平成22年総務省令第111号		

参考図 検索結果画面

2-5. 耐圧試験の結果

消火器の本体容器に水を入れ、エア抜きをした後、規定の水圧力を5分間加え、本体容器に破断、亀裂、漏れ等が生じないことを確認したところ、異常はありませんでした。

3. 設置環境と劣化の関係

腐食は厨房や客席など、水や洗剤を使用する清掃頻度の高い場所に多く見られました。また、直置きや設置台置きの消火器に劣化が集中し、吊り下げや収納箱内の設置では劣化が少ない傾向がありました。部品の欠落についても同様に、直置きや設置台置きの消火器で多く確認されました。

3-1. 本体容器の腐食と設置環境との関係

腐食と設置環境との関係について調べると、設置場所については、厨房が4本/11本(36%)、客席やフロアが3本/12本(25%)、バックヤードが0本/4本(0%)、その他(未開封)0本/1本(0%)でした。厨房、客席やフロアの共通する環境として、清潔に保つために水、洗剤を用いた清掃の頻度が高いと考えられる場所でした。

設置方法については、直置きが5本/18本(28%)、設置台置きが2本/7本(29%)、吊り下げと収納箱その他(未開封)が0本/3本でした。直置き又は設置台置きの消火

検定協会だより 令和8年7月

器に腐食が見られることから、直置き又は設置台置きの消火器は清掃の際に使用される洗剤や水の影響を受けやすく、床面から距離のある吊り下げや外部と隔離される収納箱の方は、清掃の影響を受けにくいということが推測できます。

設置年数については、製造から10年を超えるものは6本/15本（40%）、製造から10年以下のものは1本/13本（8%）となり、設置年数が長いほど腐食が発生しています。

以上のことから、水、洗剤を用いた清掃の頻度が高い場所に消火器を設置する場合には、吊り下げるか収納箱に設置する方が経年劣化を抑制する有効な方法であり、直置きや設置台置きで設置をする場合には、清掃の際、消火器の底部は、から拭きで清掃することが経年劣化を抑制する有効な方法と考えられます。

3-2. 部品の欠落と設置環境との関係

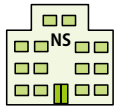
部品の欠落と設置環境との関係について調べると、設置場所については、厨房が2本/11本（18%）、客席やフロアが2本/12本（17%）、バックヤードが1本/4本（25%）、その他（未開封）0本/1本（0%）でした。設置場所と部品の欠落との関係は、特に見られませんでした。

設置方法については、直置きが4本/18本（22%）、設置台置きが1本/7本（14%）、吊り下げと収納箱その他（未開封）が0本/3本（0%）でした。直置き又は設置台置きの消火器に部品の欠落が見られることから、清掃の際に消火器を持って移動させる時に誤って安全栓に触れてしまったことにより外れたもの、転倒させて指示圧力計のカバーを破損させた等があったと推測され、床から距離のある吊り下げや外部と隔離される収納箱の方は、清掃の影響を受けにくいということが推測できます。

設置年数については、製造から10年を超えるものは4本/15本（27%）、製造から10年以下のものは1本/13本（8%）となり、設置年数が長いほど部品の欠落が発生しています。

以上のことから、清掃の頻度が高い場所に消火器を設置する場合には、吊り下げるか収納箱内に設置する方が部品の欠落を抑制する有効な方法であり、直置きや設置台置きの場合には、清掃の際、注意を払いながら消火器を安全な場所に移動させることが部品の欠落を抑制する有効方法と考えられます。

次号では、回収した消火器の消火薬剤の物性試験結果について報告します。さらに第3回では、消火器以外の検定対象機械器具等に関するアンケート結果について紹介する予定です。



「消防用結合金具の品質評価細則の一部を改正する規程」について

消火・消防設備部
消 防 設 備 課

1 はじめに

より適切かつ効率的な型式適合評価の実施を目的とした検査項目の整備を図り、消防用結合金具の品質評価細則を改正いたしました。

2 改正の概要について

(1) 第3章 型式適合評価

立会型式適合評価における検査項目及び検査手順の改正

(2) 別表5 欠点表（例示）

立会型式適合評価における検査項目の見直しに伴う改正

(3) その他所要の改正

3 施行日

令和8年5月1日



財団法人 中華民國消防技術顧問基金會 からの表敬訪問について

企画研究部 企画研究課

日本消防検定協会は、消防用機器の国際基準を検討する会議や、アジア各国の消防関係の試験機関との情報交換、諸外国の研修生の受け入れなど、国際協力活動を行っております。

この度、財団法人 中華民國消防技術顧問基金會の表敬訪問を受けて、次のとおり、当協会内の各試験場において消防用設備等の試験方法等の説明及び見学を行いました。

1 日 時 令和8年5月26日（火）14時00分～16時00分

2 場 所 日本消防検定協会 本所及び分場

3 訪問者

財団法人中華民國消防技術顧問基金會	総経理	呂 清海 氏
	副総経理	郭 聿均 氏
	副総経理	陳 安中 氏
	主任	陳 燦堂 氏
	電気組係長	陳 坤沂 氏
	機械組組長	許 志傑 氏
	顧問（教授）	蘇 崇輝 氏
	通訳	李 昭璇 氏

4 内 容

- (1) 検定協会の事業紹介
- (2) 消防用設備等の試験方法等の説明及び見学

5 表敬訪問の様子



業務担当理事の挨拶



呂総経理のご挨拶



住宅用火災警報器の試験方法等の説明



消防用ホースの試験方法等の説明



屋内消火栓等の試験方法等の説明

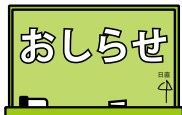


流水検知装置の試験方法等の説明



記念撮影

検定協会だより 令和8年7月



有効期限を経過した受託評価品目

【非常警報設備・スピーカー】

型 式 番 号	承認 年月日	住 所	依 頼 者	有効期限の 終期日
認評放第2021～2号	R3.4.7	東京都港区港南四丁目1番8号	株式会社JVCケンウッド・ 公共産業システム	R8.4.6
認評放第2021～4号	R3.6.14	東京都江東区白河一丁目3番13号清州寮ホ 号219号室	株式会社エフ・ピー・エス	R8.6.13
認評放第2021～5号	R3.6.14	東京都江東区白河一丁目3番13号清州寮ホ 号219号室	株式会社エフ・ピー・エス	R8.6.13
認評放第2021～6号	R3.6.14	東京都江東区白河一丁目3番13号清州寮ホ 号219号室	株式会社エフ・ピー・エス	R8.6.13

【非常警報設備・表示灯】

型 式 番 号	承認 年月日	住 所	依 頼 者	有効期限の 終期日
認評非第2021～3号	R3.5.17	東京都北区田端六丁目1番1号	日本ドライケミカル 株式会社	R8.5.16

上記の機械器具等が、型式に係る有効期限を経過しましたのでお知らせします。

上記の機械器具等は、有効期限の終期日以降、当該型式に基づく製品について新たに当協会の型式適合評価を受け、合格表示が行われることはありません。

既に設置され又は型式適合評価を受け合格表示が行われた上記の機械器具等については、型式適合評価時において基準への適合性が確認されており適正な設置及び維持管理がされていれば、当該有効期限の経過による使用への影響はありません。

■■■業界の動き■■■

－会議等開催状況－

◆（一社）日本火災報知機工業会◆

○業務委員会 （令和8年6月11日）

- ・消防関係講習等に係る新規派遣講師候補者の推薦について
- ・届出の対応について
- ・地域社会貢献について
- ・事務局長会議（5月度、6月度）の結果について
- ・火災通報装置 NTTアナログ網縮退について
- ・ホームページリニューアルに関する進捗状況について
- ・地区懇談会について
- ・ガス警報器と火災警報器の交換促進チラシについて
- ・火災報知器の異常気象時の課題―加藤技術委員長寄稿の紹介

○メンテナンス委員会

（令和8年6月16日）

- ・加ガス試験器EG-20代替案に対する意見および機器構成期間について
- ・点検実務検討小委員会報告
パンフレットの改訂について
- ・維持運用管理手法小委員会報告
点検実務マニュアル等の改訂について
- ・その他（情報提供）
災害現場活動における最新技術につ

いて

感電ブレーカー 自治体における先進的な取組事例について

PFOS・PFOAを含有する泡消火薬剤等の取扱い・処理について

住警器の有効性について 他

○技術委員会 （令和8年6月18日）

- ・火報試験基準検討小委員会報告
軽微変更事例集について
- ・感知器の環境特性調査小委員会報告
中間報告書の作成について
- ・その他（情報提供）

火災予防分野の各種手続における電子申請等の導入状況等調査の結果について

令和7年中に発生した製品火災に関する調査結果について 他

○設備委員会 （令和8年6月25日）

- ・火災通報装置のIP化の課題について
- ・設備性能基準化小委員会報告
建築設備計画基準及び建築設備設計基準の改訂2次案について
公共建築工事標準仕様書、他への改訂意見募集について
火災通報装置のメタル回線への懸念事項について
東京消防庁予防事務審査・検査基準への改訂意見について
消防庁への炎感知器の張出・高天井

協 会 通 信

への感知器選択への要望について

- ・工事基準書改訂小委員会報告

工事基準書ハンドブックの改訂について

- ・その他（情報提供）

地震に対する日常の備えについて

GX新技術等に係る危険物規制について

令和7年中の火災の概要について
他

○システム企画委員会

（令和8年6月26日）

- ・火報企画検討小委員会報告

火災通報装置に係る協力要請について

- ・その他（情報提供）

外部委員会の活動状況について

大阪府福祉のまちづくり条例での光
警報装置の設置義務化について

5か国語対応の光警報装置ピクトグ
ラムの特注例について 他

○広報委員会 （令和8年6月24日）

- ・工業会広報小委員会活動状況について

- ・住警器交換推進小委員会活動状況について

- ・住宅用火災警報器検定申請数について

- ・お客様電話相談室受付結果について

- ・住宅用火災警報器の設置状況等調査結果について

- ・住宅用火災警報器の設置促進及び維持
管理に係る優良事例の展開について

- ・その他

住警器の有効性について

「とりカエル」X運用関連 他

◆（一社）日本消火器工業会◆

○第3回 企業委員会

（令和8年6月4日）

- ・検定等申請・回収状況

- ・機器協会事務局長会議報告

- ・消火器リサイクル推進センターからの
報告

①推進センター通信の配信と期限切れ
シール交換について

②2025年帳簿統括表の報告状況

③消火器回収イベント実績調査

- ・その他

①リサイクルシステム対象品追加につ
いて

○第3回技術委員会

（令和8年6月12日）

- ・労働衛生安全法等について

- ・消火器の技術的事項に関する検討（仮
称）

○第1回PR委員会 （令和8年6月22日）

- ・「消火器のしおり」作成について

- ・令和8年度 住宅防火イベントにつ
いて

協 会 通 信

◆（一社）日本消火装置工業会◆

○第466回「技術委員会」

（令和8年6月5日 日本消火装置工業会）

- ・第一部会、第二部会及び第三部会活動報告について
- ・空気調和・衛生工学便覧（第15版）改定について
- ・消防用保形ホース点検の耐圧試験項目整備に係わる検討会について
- ・GX新技術等に係る危険物規制に関する調査検討会について
- ・その他

○第245回「第一部技術分科会」

（令和8年6月19日 日本消火装置工業会）

- ・空気調和・衛生工学便覧（第15版）改定について
- ・合同委員会について
- ・その他

○第243回「第二部技術分科会」

（令和8年6月18日 日本消火装置工業会）

- ・消防法施行規則改正説明リーフレットについて
- ・水質汚濁防止法の適用について
- ・薬剤リストの項目について
- ・空気調和・衛生工学便覧（第15版）改定について

- ・その他

○第224回「第三部技術分科会」

（令和8年6月16日 日本消火装置工業会）

- ・半導体製造工場・装置における危険物規制に関する検討委員会について
- ・消防用設備等の設置・維持のあり方検討会について
- ・空気調和・衛生工学便覧（第15版）改定について
- ・令和7年度第三部会技術分科会活動報告について
- ・その他

◆（一社）日本消防ポンプ協会◆

○総務委員会

（令和8年6月16日 日本消防ポンプ協会会議室）

- ・事務局長会議等報告について
- ・消防機器業におけるイラン攻撃の影響について
- ・その他

○小型技術委員会

（令和8年6月18日 日本消防ポンプ協会会議室）

- ・品質評価細則改正について
- ・可搬消防ポンプ等整備資格者講習について
- ・補用部品切れポンプに関する対応について

協 会 通 信

いて

・その他

○大型技術委員会

(令和8年6月19日 日本消防ポンプ
協会会議室)

- ・ DPR (DPD) について
- ・ 品質評価細則見直しについて
- ・ 補助規格の見直しについて
- ・ その他

○大型技術委員会・検定協会合同会議

(令和8年6月19日 日本消防ポンプ
協会会議室)

- ・ 今後の品質評価細則見直しについて
- ・ その他

協 会 通 信

新たに取得された型式一覧

型式承認

種 別	型 式 番 号	申 請 者	型 式	承認 年月日
閉鎖型 スプリンクラーヘッド	ス第 2026～12号	ヤマトプロテック 株式会社	2種可溶片型C72、呼称15（標準r2.3、下 向き）	R8.4.28
	ス第 2026～13号	ヤマトプロテック 株式会社	2種可溶片型C96、呼称15（標準r2.3、下 向き）	R8.4.28
泡消火薬剤	泡第 2026～7号	第一化成産業 株式会社	合成界面活性剤泡 3%（-10℃～+30 ℃）	R8.5.21

型式変更承認

種 別	型 式 番 号	申 請 者	型 式	承認 年月日
R型受信機 （蓄積式及び遠隔試験 機能付）	受第 2020～6～2号	パナソニック エレ クトリックワークス 株式会社	交流100V、外部配線抵抗20Ω、公称蓄積 時間60秒	R8.5.25

品質評価 型式評価

種 別	型 式 番 号	依 頼 者	型 式	承認 年月日
外部試験器	品評外第 2026～1号	能美防災株式会社		R8.5.13

認定評価 型式評価

種 別	型 式 番 号	依 頼 者	型 式	承認 年月日
屋内消火栓設備の屋 内消火栓等・広範囲 型2号消火栓	認評栓第 2026～7号	株式会社 立売堀製作所	壁面設置型折畳み等収納式 呼称25	R8.6.4
	認評栓第 2026～8号	株式会社 立売堀製作所	壁面設置型折畳み等収納式 呼称25	R8.6.4

特定機器評価 型式評価

種 別	型 式 番 号	依 頼 者	型 式	承認 年月日
特定初期拡大抑制機 器	特評第290号	能美防災株式会社	特定駐車場用泡消火設備 泡消火薬剤混合 装置（希釈容量濃度3%）	R8.5.8

検定対象機械器具等申請一覧表

種別		型式試験 申請件数	型式変更試験 申請件数	型式適合検定			
				申請件数	申請個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
消火器	大型	0	0	16	3,068	97.0	100.5
	小型	0	0	57	499,842	121.5	112.9
消火器用消火薬剤	大型用	0		1	100	188.7	104.2
	小型用			8	5,977	164.1	102.6
泡消火薬剤		1		11	61,260	40.8	57.4
感知器	差動式スポット型	0	0	34	210,564	69.3	69.5
	差動式分布型	0	0	10	6,390	85.9	100.0
	補償式スポット型	0	0	0	0	－	－
	定温式感知線型	0	0	1	200	皆増	皆増
	定温式スポット型	0	0	34	108,058	70.9	81.0
	熱アナログ式スポット型	0	0	14	8,808	87.0	71.9
	熱複合式スポット型	0	0	0	0	－	－
	イオン化式スポット型	0	0	0	0	－	－
	光電式スポット型	0	0	40	116,644	88.4	95.3
	光電アナログ式スポット型	0	0	17	41,002	70.3	85.7
	光電式分離型	0	0	6	266	110.8	91.1
	光電アナログ式分離型	0	0	1	150	50.0	37.0
	光電式分布型	0	0	0	0	－	－
	光電アナログ式分布型	0	0	0	0	皆減	皆減
	煙複合式スポット型	0	0	0	0	－	－
	熱煙複合式スポット型	0	0	0	0	－	－
	紫外線式スポット型	0	0	2	236	98.3	49.4
	赤外線式スポット型	0	0	7	1,222	76.4	68.9
	紫外線赤外線併用式スポット型	0	0	1	277	301.1	602.2
	炎複合式スポット型等	0	0	0	0	－	－
発信機	P型1級	0	0	10	23,070	98.2	86.7
	P型2級	0	0	8	5,375	106.3	91.3
	T型	0	0	0	0	－	－
	M型	0	0	0	0	－	－
中継器		0	1	91	49,360	100.5	99.1
受信機	P型1級	0	0	55	3,028	101.5	101.2
	P型2級	0	0	16	3,426	158.0	193.8
	P型3級	0	0	0	0	－	皆減
	M型	0	0	0	0	－	－
	R型	0	0	7	176	121.4	119.4
	G型	0	0	4	15	214.3	275.0
	GP型1級	0	0	13	19	63.3	72.7
	GP型2級	0	0	0	0	－	－
	GP型3級	0	1	7	33,273	79.8	103.8
	GR型	0	1	18	264	83.8	104.0
閉鎖型スプリンクラーヘッド		0	0	37	109,190	131.2	139.5
流水検知装置		0	0	29	1,227	73.7	93.5
一斉開放弁		0	0	16	3,342	95.9	123.3
金属製避難はしご	固定はしご	0	0	1	3	皆増	114.0
	立てかけはしご	0	0	0	0	－	－
	つり下げはしご	0	0	21	11,710	65.2	69.4
緩降機		0	0	3	520	108.3	89.9
住宅用防災警報器	定温式住宅用防災警報器	0	0	20	90,884	108.7	93.9
	イオン化式住宅用防災警報器	0	0	0	0	－	－
	光電式住宅用防災警報器	0	0	34	451,760	118.1	117.4
合計		1	3	650	1,850,706	95.7	96.8

※前年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「－」と表記いたします。

性能評価申請一覧表

特殊消防用設備等性能評価業務	性能評価 申請件数	性能評価変更 申請件数
特殊消防用設備等の性能に関する評価	0	0

受託評価等依頼一覧表

品質評価業務		型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
					依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
補助警報装置及び中継装置		0	0	0	0	0	-	-
音響装置		0	0	0	2	310	皆増	3,200.0
予備電源		0	0	0	3	20,846	101.2	123.2
外部試験器		0	0	0	6	182	173.3	106.4
放火監視機器	放火監視センサー	0	0	1	1	797	133.5	92.4
	受信装置等	0	0	0	0	0	-	-
光警報装置		0	0	2	1	400	100.0	75.0
	光警報制御装置	0	0	0	1	27	84.4	29.3
屋外警報装置		0	0	0	0	0	-	-
	屋外警報装置に接続する中継装置	0	0	0	0	0	-	-
消火器加圧用ガス容器		0	0	0	4	146,000	4,634.9	1,842.7
蓄圧式消火器用指示圧力計		0	0	1	5	506,000	89.9	92.6
消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁		0	0	0	3	810	20.8	82.3
消火設備用消火薬剤		0		0	6	43,302	89.9	71.5
住宅用スプリンクラー設備		0	0	0	0	0	-	-
	構成部品	0	0	0	0	0	-	-
動力消防ポンプ	消防ポンプ自動車	0		0	53	77	106.9	86.8
	可搬消防ポンプ	0		2	4	357	124.0	143.8
消防用吸管	呼称65を超えるもの	0		0	4	870	127.8	110.4
	呼称65以下のもの	0		0	3	260	76.5	130.2
消防用ホース	平 40を超えるもの	0	0	1	10	21,230	165.2	72.0
	平 40以下のもの	0	0	0	9	36,448	161.1	99.6
	濡れ	0	0	0	0	0	-	-
	保形	0	0	0	4	6,800	295.7	64.2
	大容量泡放水砲用	0	0	0	0	0	-	-
消防用結合金具	差込式	2	0	1	27	100,224	110.9	99.6
	ねじ式	0	0	1	21	11,064	101.0	98.4
	大容量泡放水砲用	0	0	1	0	0	-	-
	同一形状	0	0	1	1	202	22.4	65.2
漏電火災警報器	変流器	0	0	0	10	4,087	169.6	106.3
	受信機	0	0	0	6	2,179	117.8	99.3
エアゾール式簡易消火具		0	0	0	2	58,460	158.1	111.1
特殊消防ポンプ自動車		0		0	28	31	182.4	105.5
特殊消防自動車					3	3	50.0	55.0
可搬消防ポンプ積載車		0		0	0	0	-	皆増
ホースレイヤー		0	0	0	0	0	皆減	111.1
消防用積載はしご		0	0	0	17	158	166.3	119.7
消防用接続器具		0	0	6	11	3,281	174.4	74.0
品質評価業務					確認評価			
					依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
外部試験器の校正					9	64	114.3	134.3
オーバーホール等整備					9	9	112.5	71.4

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。
※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。
※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「－」と表記いたします。

受託評価等依頼一覧表

認定評価業務		型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価				
					依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)	
地区音響装置		0	0	4	22	29,667	89.8	98.7	
非常警報設備	非常ベル及び自動式サイレン	0	0	6	37	5,909	82.1	110.9	
	放送設備	0	0	5	56	51,144	92.8	92.6	
パッケージ型自動消火設備		0	0	0	0	0	-	-	
構成部品		0	0	0	0	0	-	-	
総合操作盤		0	0	0	0	0	-	-	
屋内消火栓等	易操作性1号消火栓	1	0	0	15	2,127	147.7	83.7	
	2号消火栓	0	0	0	7	965	150.8	80.3	
	広範囲型2号消火栓	0	0	0	8	940	312.3	138.6	
	補助散水栓	0	0	0	0	0	-	-	
	ノズル	0	0	0	20	6,724	177.4	106.4	
認定評価業務		装着番号付与 確認評価 依頼件数		更新等 依頼件数	製品確認評価				
					依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)	
屋内消火栓等		消防用ホースと結合金具の装着部	0	0	12	30,528	125.0	100.6	
認定評価業務		型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価				
					依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)	
特定駐車場用泡消火設備		0	0	0	7	7,950	159.6	168.2	
認定評価業務		総合評価 依頼件数	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
						依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備(評価)		0							
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備・構成装置			0	0	0	9	9	128.6	139.1
特定機器評価業務		総合評価 依頼件数	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
						依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
特定消防機器等		0	0	0	0	5	13,003	51.6	62.3
受託試験及びその他の評価		依頼件数				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
受託試験(契約等)		0							
受託試験(その他の契約等)						1	1	50.0	28.6
評価依頼(基準の特例等)		0							

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「－」と表記いたします。

7月になりました。

先月の台風6号は6月1日から3日まで日本の太平洋沿岸に沿うように移動しました。

昨年は5月まで台風の発生はなかったのに、今年は6号まで発生しました。

関東地方の梅雨入りも6月7日でした。これからは適度に雨がほしいですし、ダム貯水率も回復してもらいたいものです。

これから暑くなる中、総務省消防庁の発表による「熱中症による救急搬送」の人数は5月からの累計で4,971人でした（6月7日までの速報値を筆者で集計）。

発生場所別では住居31.3%、道路22.2%、公衆（屋外）13.9%、仕事場9.9%となっています。年齢区分別をみると65歳以上の方は6割を超えている状

況です。住宅での過ごし方には注意が必要です。高齢者だけではなく小さい子供にも注意を向けていただきたいところです。

また、気象庁は、令和8年春からエルニーニョ現象が発生しているとみられると発表しています。今夏は、日本付近は高温になる可能性が高いと予報しており、その見通しに変更はないとのこと。また暑いのかあ。彼岸過ぎてもあついかもしれない。でも9月の連休は長い。できるだけがんばります。

さて、今月号の本誌巻頭のことは、さいたま市消防局長の和田浩司様にご寄稿いただきました。誠にありがとうございました。

8月号では、川口市消防局消防長の鈴木亜弥子様巻頭のことはをいただく予定です。

検定協会からのお願い

検定協会では、消防用機械器具等について検定及び受託評価を行い、性能の確保に努めているところですが、さらに検定及び受託評価方法を改善するため、次の情報を収集しています。心あたりがございましたら、ご一報下さいますようお願いいたします。

- (1) 消防用機械器具等の不作動、破損等、性能上のトラブル例

- (2) 消防用機械器具等の使用例（成功例又は失敗例）

連絡先 東京都調布市深大寺東町4-35-16
日本消防検定協会 企画研究課
電話 0422-44-8471（直通）
E-mail kikaku@jfeii.or.jp

発行 日本消防検定協会

<https://www.jfeii.or.jp>



本 所 〒182-0012 東京都調布市深大寺東町4-35-16
TEL 0422-44-7471(代) FAX 0422-47-3991



大 阪 支 所 〒530-0057 大阪市北区曽根崎2-12-7 清和梅田ビル4階
TEL 06-6363-7471(代) FAX 06-6363-7475



虎ノ門事務所 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館11階
TEL 03-5962-8901(代) FAX 03-5962-8905

当該刊行物にご意見・ご要望・ご投稿がありましたら、本所の企画研究部情報管理課検定協会だより事務局までお問い合わせください。
e-mail : kikaku@jfeii.or.jp 専用 FAX 0422-44-8415

